

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年2月21日（月）

午前10時00分開会，午後2時58分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会

出席委員（7名）

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	矢口	勝雄
委 員	塚原	圭二
委 員	鈴木	一彦
委 員	福田	一夫

欠席委員（1名）

委 員	田子	優奈
-----	----	----

説明のため出席した者（20名）

教育長	入野	浩美
教育部長	望月	亮一
参事	菊地	正和
教育総務課長	藤井	徹
生涯学習課長	佐賀	憲一

文化振興課長	中澤 達也
博物館副館長	木塚 久仁子
スポーツ振興課	大橋 博
指導課長	長谷川 清美
学務課学事係長	藤田 浩平
学校給食センター長	寺崎 敏彦
保健福祉部長	塚本 哲生
障害福祉課長	小池 政幸
高齢福祉課長	塚本 浩幸
国保年金課長	元川 宏
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	加藤 史子
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	中川 光美
保育課長	野中 佑起男

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（3名）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。本日傍聴者の方がいますので、よろしくお願いいたします。それでは、教育委員会から開始いたします。資料は、文教厚生委員会、令和4年、2月21日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず、市立学校施設整備基金の補正予算案を執行部より御説明願います。

○**藤井教育総務課長** 資料①をお願いいたします。市立学校施設整備基金の補正予算案についてでございます。1、補正の理由でございますが、収支見込の剰余金を活用し、将来の学校施設の改修・更新費用の財源として、基金に積立を行うものです。2の補正予算額については、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金に1億5,000万円です。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**下村委員長** つぎに、神立小学校長寿命化改良工事の補正予算案について執行部より

御説明願います。

○藤井教育総務課長 資料②をお願いいたします。神立小学校長寿命化改良工事の補正予算案についてでございます。1の補正の理由は、神立小の長寿命化改良工事について、国より令和4年度から令和3年度への交付金前倒し内定があったことから、増額補正を行うものです。なお、補助率は3分の1です。工事の年度内の事業終了が見込めないことから、4年度に繰越しをいたします。また、今年度実施の設計及び調査委託料については、契約額の確定により減額補正をするものです。補正予算額は、歳入は16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、3節小学校交付金で8,606万7,000円です。歳出は、9款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、12節委託料796万7,000円、14節工事請負費、3億9,923万4,000円です。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、土浦第五中学校特別教室棟多目的室改修工事の補正予算案について執行部より御説明願います。

○藤井教育総務課長 資料③をお願いいたします。土浦第五中学校特別教室棟多目的室改修工事の補正予算案についてでございます。1の補正の理由は、特別支援学級の環境改善のため、特別教室棟多目的室を特別支援学級に改修する工事を優先して行うことになったため、特別教室棟トイレ増築工事の予算を多目的室改修工事設計委託料へ流用し、残額について減額補正するものです。また、この工事については、国より令和4年度から令和3年度への交付金前倒し内定があったことから、増額補正を行うものです。補助率は2分の1です。なお、年度内の工事完了が見込めないことから、4年度に繰越しを行うものです。補正予算額は、歳入は16款、国庫支出金4項、国庫交付金7目、教育費国庫交付金1節、中学校交付金594万5,000円。歳出は、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、12節委託料について50万4,000円の減額。3目学校建設費、14節工事請負費について969万1,000円の増額です。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、土浦第一中学校・土浦第三中学校エレベーター設置工事の補正予算案について執行部より御説明願います。

○藤井教育総務課長 資料④をお願いいたします。土浦第一中学校・土浦第三中学校エレベーター設置工事の補正予算案についてでございます。1の補正の理由は、土浦一中及び三中のエレベーター設置工事について、国より令和4年度から令和3年度への交付金前倒し内定があったことから、増額補正を行うものです。補助率は2分の1です。なお、年度内の工事完了が見込めないことから、4年度に繰越しします。補正予算額は、歳入は、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、1節中学校費交付金について1,946万円です。歳出は、9款教育費、3項中学校費、3目学校建設

費、12節委託料1,256万2,000円、14節工事請負費1億5,424万2,000円です。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員 今の中、三中の件ですけれども、それは他の中学校にも今後エレベーターを設置するという予定もあるのでしょうか。

○藤井教育総務課長 一中、三中にエレベーターを設置することにつきましては、再来年度になりますか、中学校に入学予定の移動の困難な児童がいらっしゃることから、先行して工事を実施するものです。その他の中学校に関しましては、長寿命化改良工事の時にエレベーター設置をしていきたいと考えております。以上でございます。

○塚原委員 ありがとうございます。

○下村委員長 私からすみません。これは、一つの学校へ何基設置するのですか。

○藤井教育総務課長 1基となります。

○下村委員長 一中と三中でそれぞれ1基ずつ。工事請負費が1億5,424万2,000円というのは、一つの学校に7,500万円ということで、設置の仕方というのはどういうふうに設置するのですか。

○藤井教育総務課長 建物の外側にエレベーターを設置するというものを考えております。

○下村委員長 分かりました。そうすると、構造体が違うから分けて造るのでしょうか、建物と影響しないように造って、その中にエレベーターを設置すると、工事費が割高だとそういうことでよろしいですか。

○藤井教育総務課長 はい。

○福田委員 今の件ですが、設置の位置というか箇所はどこになるのでしょうか、校舎の。

○藤井教育総務課長 グラウンドから見ますと反対側を考えております。

○福田委員 その位置、箇所というのはどのあたりになるの。

○藤井教育総務課長 校舎はこのように細長いかと思いますが、その中央を想定しています。

○下村委員長 藤井課長。配置概略のもの、大雑把なものでもいいからあとで皆さんに配付してください。よく分かりません。

○藤井教育総務課長 分かりました。

○下村委員長 よろしくお願いします。

○矢口委員 要は、これは障害者対応ということで設置ということで理解したのですが、エレベーター1基ということで、全生徒が通常に使うと全然足りないと思うのですけれども、運用のルール、つまり障害者だけが使う運用をしていくのか、それとも一般の生徒も使ってくださいということなのか、その点をお願いします。

○藤井教育総務課長 運用につきましては、学校と相談しながらこれから検討していきたいと思っております。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、土浦第四中学校長寿命化改良工事の補正予算案について執行部より御説明願います。

○**藤井教育総務課長** 資料⑤をお願いいたします。土浦第四中学校長寿命化改良工事の補正予算案についてでございます。1、補正の理由は、四中学校長寿命化改良工事について、国より令和4年度から令和3年度への交付金前倒し内定があったことから、増額補正を行うものです。補助率は3分の1です。なお、年度内の工事完了が見込めないことから、4年度に繰越しをいたします。補正予算額は、歳入は、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、1節中学校費交付金について7,906万5,000円です。歳出は、9款教育費、3項中学校費、3目学校建設費、12節委託料について695万1,000円、13節使用料及び賃借料について2,200万円、14節工事請負費について3億629万3,000円です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、幼稚園長報酬処遇改善の補正予算案について執行部より説明願います。

○**藤井教育総務課長** 資料⑥をお願いいたします。幼稚園長報酬処遇改善の補正予算についてでございます。1、補正の理由は、国の経済対策に基づき幼稚園教諭等を対象に、収入を3パーセント程度引き上げるための措置が令和4年2月から前倒しで実施することとなり、園長の処遇改善を行うために増額補正をするものです。2、事業概要の(3)事業内容について、対象職員は会計年度職員の園長1名です。賃金改善額は、2か月分で1万600円となり、補助率は10分の10です。3の補正予算額となります。歳入は、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、4節幼稚園費交付金について1万円です。歳出は、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、1節報酬について1万1,000円です。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、小中学校指導用端末購入費の補正予算案について、執行部より御説明願います。

○**藤田学務課学事係長** 小中学校指導用端末購入費の補正予算案についてでございます。小中学校ギガスクール構想推進事業につきましては、児童生徒が教室内においての一人1台端末を活用した授業やコロナ禍における臨時休校等の時の教室と自宅間の同時双方向授業など、ギガスクール構想の推進における新たなニーズに対応していくために、教職員が児童生徒用一人1台端末と授業・学習等を共用するための指導用端末を整備するものでございます。また、本予算につきましては、端末の調達の期間の猶予がなく、令和3年度内の整備が難しいことから、令和4年度に繰越しを予定しております。なお、対象経費につきましては、国の令和3年度補正予算成立に係る補助金を活用させていただきます。整備台数については、以下のとおりとなっております。補正予算額といた

しましては、16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節小学校補助金及び2節中学校補助金でございます。金額につきましては、表記のとおりでございます。また、歳出といたしまして、2項の小学校費及び3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費でございます。金額につきましても表記のとおりでございます。説明は以上となります。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 指導用端末の整備ということなのですが、生徒には一人1台配備されているわけですね。そうすると、解釈を私ができなかつたのかもしれないけれども、先生には一人1台の整備がされていないから、今回するという解釈でよろしいのでしょうか。

○**藤田学務課学事係長** 児童生徒用の端末につきましては、学校内で一人1台使用するための端末は、委員のおっしゃるとおり整備されているところでございます。指導用端末につきましては、各学校の教室内に電子黒板というものが整備されてございます。電子黒板を操作するための端末は整備されているところですが、今回の一人1台端末、いわゆるギガ端末と一緒に学習内容の共有をタイムリーに図っていくというための指導用の端末を2台目として整備させていただくものでございます。

○**鈴木委員** 分かったような、分からないような私の理解なんだけれども、要は教室に1台は黒板が設置されています。プラスもう1台ギガ端末を教室に配備するのか、先生たち個人に配備するのか、そこを聞きたかつたのですけれども。

○**藤田学務課学事係長** 各教室に、普通教室の方に、こちらは配備させていただくものになります。

○**鈴木委員** そうすると使い方としては、小学校、中学校で教科担任があつたりいなかったりで違うのでしょうかけれども、例えば中学校の場合は教科の担当者がその都度その教室に入って、固定された端末を使って授業をするということではよろしいのですよね、考え方は。

○**藤田学務課学事係長** そちらの認識で大丈夫でございます。ただ、学校で使い方を、それぞれ柔軟には対応していただきたいと考えております。

○**下村委員長** すいません、私から。その辺のことが少し分かりづかつたのですが、説明が。

○**鈴木委員** 端末が配備された後、見に行かせてもらえば。

○**下村委員長** そうですね。学校訪問をするかもしれません。なぜかという、教室には多分生徒さんがいて、そこには設置ずつとしておけないはずなのだろうと思うのですよ。だから、管理の仕方というか、指導課長とも相談しなくていけないのだろうけれども、そういったふうな保管の仕方とか、使って活用していく時に持ってきたり、いろいろそういうこともあるのだろうというふうに感じたので、ちょっとはつきり分らなかつた、説明では、という気がしました。以上です。

○**塚原委員** ここで聞きしていいのか分からないのですけれども、これだけ端末が整備されて、私たち文教厚生委員もこないだ土浦小学校に学校訪問させていただいて、その環境も含めていろいろお話を伺つたのですよね。その後、私もいくつかの学校をお邪

魔して、土浦小学校の環境がすごい悪い。というのは、100人位の生徒がやると、全然ほか通信ができないというのがあって、ほかの学校と比較すると大分環境が悪いのじゃないのかなと。きっと、校長先生とかから改善してほしいというお話がいつているかとは思いますが、その点今どうやって改善しようとしているのか、若しくは、新しいルーターに全て交換したらもう少し良くなるのかいろいろあるかと思うのですが、分かる範囲で。もし分からなかったら、後でも構わないので、聞かせていただければと思うのですが、

○望月教育部長 どうしても、オンライン授業を各学校での休校期間中に実施をしましたが、時間帯が、どこの学校も同じ時間帯になったり、全国的に子供たちも使っているということもありまして、通信環境が悪い状況が一時的に出ているというようなことでございます。考えられるのは、ハード面とソフト面の両面あるのかなと思っております。ハード面というのは、ギガスクール導入と同時に各学校とも高速大容量の回線に改修しているわけなのですが、一定の速度が出るようになっているのですが、ただ、そういう問題がまだあるということで、ハード面もさらに新しいものも次々出てきたりしているもので、そういう整備が必要なのかどうかという問題もあります。あとは、ソフト的な考え方として、学校側の方でも工夫をしております、できるだけ同じ学校の中でみんな集中しないように、学年で時間を区切ったり工夫をしているのですが、また一方で、使っているソフトという問題の部分もありまして、これは我々の方で何ともできない部分なのですが、今通信会社の方に、そういった調べをお願いしているところでございます。そういった状況をなるべく解消できるように、今後努めていきたいと考えておりますので、土浦小学校だけのハード的な部分の問題なのかどうかさらに確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○下村委員長 私から。これは、昨年文教厚生委員会が学校視察をしたわけですね。その時に報告書を教育委員会の方に上げているのですね。その報告書の中に、この回線の速度が、ようするに通信環境が悪いということを出しておりますので、本来それを回答してやるべきではなかったのかなと思うのですよ。それはそれで1つおいておきますから、回答していただけるように。そして、子供たちの教育環境を良くしてあげないと駄目だろうと思うのです。もう一つは、どこの会社を使っているか分からないですけど、通信回線はJ:COMなのか、NTTなのか。光になればJCOMはないはずに近いわけですね。だから、その辺も含めて。あと、ソフト面とハード面という話がありましたけれども、高速大容量回線というところに変更する時もそうですけど、私たち委員会の報告書の中には、こういったものについては、発注したときに性能を保証してくれるのが今の受注のやり方ですよ、発注者側との関係って。だから、性能保証をしてくれないのだったら、それは瑕疵条件にあたるんじゃないのかなという話をしていたと思うのですよ。だから、そういったところも含めてきちっとした調査をするべきであろうというふうに感じますので、後で報告をしていただきたいと思ひます。

○望月教育部長 今、御指摘の点につきましては、よく調査しまして御報告を申し上げ

たいと思います。

○**下村委員長** よろしく申し上げます。つぎに、文化資源活用事業費補助金の補正予算案について執行部より説明願います。

○**木塚博物館副館長** 資料⑧をお願いします。文化資源活用事業費補助金の補正予算案でございます。第43回特別展の開催にあたり、文化庁の文化資源活用事業費補助金の交付決定を受けたため、歳入予算を増額補正するものでございます。この事業は、地方への誘客や消費の拡大を目的として、各地域ゆかりの資料を借用、展示する取組に対して助成金が交付されるもので、博物館の重要資料公開推進事業のうち、令和3年度の対象経費407万3,310円に対し、2分の1に当たる203万6,000円の補助金が交付されるものです。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**福田委員** 各地域ゆかりの資料を借用とありますけども、どちらからお借りしてくるのですか。

○**木塚博物館副館長** 今回の特別展につきましては、栃木県の茂木町から県指定文化財、また、山形県米沢市から国宝の上杉家文書を拝借してくる予定でございます。そのほかにもございますが、主なものは今申し上げた2点です。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、新治運動公園整備修繕事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**大橋スポーツ振興課長** 資料⑨をお願いいたします。新治運動公園整備修繕事業の補正予算案でございます。1番の補正の理由でございますが、当初予算額と契約額に差額が生じた2本の委託料について歳出予算を減額補正するものです。また、多目的グラウンドの人工芝工事費において、国の交付金等を活用するため令和4年度予算要求分を前倒しし、歳入及び歳出予算を増額補正するものでございます。なお、人工芝工事費は、令和4年度に繰越しして、執行いたします。2番の補正予算額でございますが、7目教育費国庫負担金、6節保健体育費交付金に9,114万6,000円の増。歳出につきましては、3目体育施設費、12節委託料で、2本の工事費で350万1,000円の減。14節工事請負費は、3億7,936万8,000円の増でございます。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、学びの広場サポーター委託料の補正予算案について執行部より説明願います。

○**長谷川指導課長** 資料⑩をお願いいたします。学びの広場サポーター委託料の補正予算案についてでございます。1補正の理由でございますが、夏休みに各学校にサポーターを配置し、実施していた学びの広場の補充学習については、県の事業終了に伴い、本市においても事業を実施しなかったため、減額補正するものです。2番の補正予算額で

ございます。歳入として9款教育費，3項県委託金，6目教育費県委託金，2節学びの広場サポートプラン委託金169万7,000円。歳出として，9款教育費，1項教育総務費，2目事務局費，7節報償費を186万円減額するものでございます。つづいて，11節役務費9万1,000円を減額するものでございます。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに，スクールライフサポーター委託料及び小学校教師用指導書等購入費の補正予算案について執行部より説明願います。

○**長谷川指導課長** 資料⑩をお願いします。スクールライフサポーター委託料及び小学校教師用指導書等購入費の補正予算案についてです。1の補正の理由としましては，まず，(1)スクールライフサポーターの配置でございますが，県不登校児童生徒解消委託事業の廃止に伴い，サポーターの配置を実施しなかったことにより減額補正するものです。歳入として9款教育費，3項県委託金，6目教育費県委託金，3節スクールライフサポーター活用調査研究委託金について33万5,000円を減額するものでございます。歳出として9款教育費，2項小学校費，2目教育振興費，1節報酬について31万9,000円，8節旅費について1万7,000円を減額するものでございます。(2)小学校教師用指導書等購入費につきましては，補正の理由としては複数学年で使用する教科や学級増分の指導書及び教科書を購入しましたが，学級増が見込みよりも少なかったことにより，不用額が生じたため，減額補正するものです。歳出は，9款教育費，2項小学校費，2目教育振興費，10節需要費として65万円を減額するものでございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 今の指導書の方なのですが，これは購入したけれども減額をしたということで，返品に業者の方が応じてくれたということなののでしょうか。

○**長谷川指導課長** 業者の方で返品に応じいただきました。

○**鈴木委員** 教科書の改定の年でなければ，次年度も同じものを使えるとかそういうことではないのですか。

○**長谷川指導課長** こちらは教師用のものですので，学年・学級1冊でございます。ただし，図工や生活科などは奇数学年，1年生，3年生，5年生で2学年分の教科書を一度に支給することになっておりますので，次の年は偶数学年，2，4，6年生の教科書が新たに必要となってくるもので，それが見込みよりも少なかったということで，今回減額となりました。

○**下村委員長** 私がお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。補正の理由の中に，県不登校児童生徒解消委託事業の廃止に伴いということがうたってあって，つぎにサポーターの配置を実施しなかったと。そうなる歳入と歳出で減額補正するのだけれども，県支出金があったにもかかわらずというのが，ここらのはっきり分らないです。県では支出はしているのだけれど，事業は廃止しちゃった。で，サポーターを配置しなかった，実施しなかったって。ここら辺の時間的な差というのは，どっちがどっちなんだろう

う。お金を先に出してくれたのだろうけれども、県ではその後廃止したのですか。その辺のタイムラグというか、時間的な差によってこういうことが発生したのかどうかだけ教えていただきたいのです。もし、県でそういうことをやっているならばおかしいんです、県が。県支出金を出しておいて、途中でやめますというのなら、何の意味があるのか分からないと。そういう疑問が発生するのですけれども、そこを教えてください。

○長谷川指導課長 申し訳ないのですが、そちらについての順番を確認してから、きちんと調べてお答えしたいと思います。申し訳ございません。

○下村委員長 よろしくお願ひします。私の疑問がおかしいのであればあれですけど、県でお金を出すのだよと、さっきも言いましたけれども。出しているにもかかわらず、県で事業は廃止してしまった。そうしたら、サポーターの配置をしなかったという、これは県の行政というのかな。ちょっと不明瞭でおかしいと思いますので、よく調べていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○鈴木委員 資料⑩でも同様のことがあると思ひるので、そこも合わせて調べていただければと。

○下村委員長 資料⑩。

○鈴木委員 この前の学びの広場サポーターもさっき質問しようと思ひてやらなかったのだけれども、県の事業終了に伴ひ事業実施をしなかったためという所に引っかかったのですよ。⑩も同じことなので。

○下村委員長 では、この二つ。申し訳ないですけど、調べていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○長谷川指導課長 はい。かしこまりました。

○下村委員長 ほかにござひますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、令和4年度土浦市一般会計予算案主要事業について。資料は、全員協議会、令和4年、2月18日、令和4年度予算の概要をお開きください。準備ができましたら執行部より順次説明願ひます。

○長谷川指導課長 69ページをお願ひします。スクールロイヤー活用事業でござひます。事業の目的は、学校では虐待やいじめ、学校事故への対応など、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加しておひります。そこで、スクールロイヤーによる法務相談体制の構築や、弁護士による児童生徒へのいじめ予防授業を実施することにより、学校におけるトラブルや問題を未然に防止するとともに、法的な知見に基づいて適切な問題の解決を目指すものでござひます。事業の内容は主に二つでござひます。一つ目は、学校、教育委員会からの法務相談対応です。具体的には、電話、メール等での相談業務や面談の際に同席する業務、また、管理職向けの法務研修などの講師業務を行うものでござひます。二つ目は、中学校の7年生を対象に、いじめ予防のための出前授業を実施します。説明は以上でござひます。つぎに、70ページをお願ひします。学力向上対策事業でござひます。事業の目的は、教員が指導力を高めるための研修を支援し、新たな指

導方法を学ぶとともに、授業実践を通して児童生徒のさらなる学力の向上を図るもの
でございます。事業の概要ですが、事業の概要に図表が三つございますが、一番左側の表
の3番目の学力向上対策研究委託料では、これまで実施してきました研究推進指定校委
託事業を拡充しまして、年間3回外部から著名な講師を招いて、教員に対する研修の実
施や授業への助言をいただきます。その結果、教員の指導力を高め、子どもたちの学習
意欲や学力の向上を図るものです。説明は以上でございます。

○藤井教育総務課長 71ページをお願いします。小学校中学校大規模改造事業です事
業の目的は、老朽化した小中学校のトイレを改修することで、児童生徒の教育環境の整
備を図るものです。また中学校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を図ります。
事業の概要の今年度事業内容になりますが、小中学校等のすべての和便器を温水洗浄機
能付き洋便器に改修する工事の実施設計を行います。また、一中と三中にエレベーター
を設置する工事を行います。なお、エレベーター工事については、国より令和4年度か
ら令和3年度への交付金前倒し内定があったことから、3月補正を予定しておりますが、
年度内の工事完了が見込めないことから、4年度に繰越しをして行います。72ページ
をお願いします。上大津地区統合小学校整備事業です。事業の目的は、児童数が減少し、
学級数が適正規模に満たない小学校がある上大津地区について、統合小学校を建設する
ものです。事業の概要のこれまでの経緯ですが、3年度は、候補地の選定、新校舎整備
基本計画策定、用地測量業務の実施、不動産鑑定評価及び補償調査の実施をしています。
今年度は、用地取得、新校舎整備基本施設設計業務の実施、埋蔵文化財試掘調査の実施
をいたします。今後は、令和9年度の開校を目指し、着実に事業を実施していきます。
73ページをお願いします。小学校中学校長寿命化改良事業です。事業の目的は、学校
施設の長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図りつ
つ、学校施設に求められる機能、性能を確保していくものです。事業の概要の今年度事
業内容ですが、神立小と土浦四中の工事及び東小の屋内運動場ほか5校の実施設計等
を行います。なお、工事については、国より令和4年度から令和3年度への交付金前倒し
内定があったことから、3月補正を予定しておりますが、年度内の工事完了が見込めな
いことから、4年度に繰越しをして行います。説明は以上です。

○佐賀生涯学習課長 74ページをお願いいたします。コミュニティスクール導入事業
でございます。事業の目的でございますが、コミュニティスクールは学校と地域住民等
が力を合わせて学校運営に取り組み、地域とともにある学校へ転換を図るため、令和5
年度を目標として市内全ての公立小中学校、義務教育学校への導入を目指す事業でござ
います。事業の概要ですが、令和3年度は、新治学園義務教育学校を研究推進校に指定
し、推進委員会を設置して導入に向けた検討を行ってまいりました。令和4年度は引き
続き研究推進校で検討を行いながら、各校への導入の準備を進めてまいります。説明は
以上でございます。

○中澤文化振興課長 文化振興課からは、2つの事業について御説明させていただきます。
資料の75ページをお願いいたします。指定文化財等管理事業でございます。事業
の目的としては、地域の文化財をまちづくりの核として、その継承に取り組み、計画的

な保存活用の促進や文化財の保護を行うため、文化庁が推進する文化財保存活用地域計画の策定を目指すものです。事業の概要につきましては、令和3年度に実施した推進協議会の意見や、未指定文化財の調査成果などを基に、パブリックコメントを経て、計画書の素案を作成いたします。なお、本計画につきましては、令和5年度中に文化庁長官の認定を目指してまいります。つづきまして、76ページをお願いします。土浦城址整備事業でございます。事業の目的につきましては、本市のシンボルとも言える県指定史跡土浦城跡及び櫓門の整備を進めることによって、土浦城の文化財としての価値や史跡公園としての魅力を高めてまいります。事業の概要は、令和3年度に実施しました設計に基づき、霞門の改修工事を実施いたします。また、風致の形成や景観の向上を図るため、霞門から東櫓の間に土塀を整備し、合わせて東櫓外壁の修繕や、照明用投光器のLED化を進めます。説明は以上でございます。

○木塚博物館副館長 77ページをお願いいたします。特別展、企画展事業でございます。上高津貝塚ふるさと歴史の広場では、開館以来、考古資料から歴史を探る展示を開催しております。令和4年度は秋に第25回企画展として「海へー内湾と外洋の漁労」を開催します。右側の写真のとおり、霞ヶ浦沿岸と太平洋沿岸から出土した漁労の道具を展示し、縄文時代にどのような魚を、どのように捕獲していたのかについて御紹介いたします。つづきまして、78ページをお願いいたします。博物館の大規模改修事業でございます。博物館は開館から33年が経過し、施設、設備面で老朽化していることから、令和4年度から5年度にかけて改修工事を実施いたします。事業の概要ですが、令和3年12月から実施設計を進めております。工事は空調設備のほか、給排水衛生設備、照明のLED化、多目的トイレの改修をいたします。令和4年7月から令和5年9月まで休館いたします。説明は以上です。

○大橋スポーツ振興課長 新治運動公園整備修繕事業でございます。新治運動公園の多目的グラウンドを人工芝化し、サッカー場兼ラグビー場としてスポーツ環境の整備を図るもので、併せて駐車場の増設工事を行い、令和4年度はいよいよ着工となります。左上令和4年度の予算額6,635万9,000円は、下段の事業概要にお示しのとおり、駐車場と街灯整備などの工事請負費、サッカーゴールなど競技用の備品を備える備品購入費、その他看板など消耗品費の内訳でございます。一番下にお示しの人工芝整備工事費3億7,936万8,000円そのものは、あくまで令和3年度の繰越分として実施し、先日、国から内定の通知があったところです。人工芝面積は約1万8,000平方メートル、駐車場は86台分を増設し、公園内合計298台となります。令和5年度当初に供用開始する計画で事業を進めてまいります。スポーツ振興課は、以上1事業でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○福田委員 博物館の大規模改修ですけれども、展示のリニューアルというのはないのでしょうか。

○木塚博物館副館長 御質問にありました展示内容につきましては、今回は改定する予定はございません。平成19年に展示内容はリニューアルいたしましたが、今回の大規

模改修は、空調、給排水等の躯体や施設、設備に関する改修を予定しております。以上でございます。

○目黒委員 スクールロイヤーについて、いくつかお聞きしたいのですけれども、こちらの委託する弁護士の方は何名、また、どちらからお見えになるのかということ。あと、予防事業ですね。いじめの予防事業は、タブレットを使われるのか。7年生のみみたいなのですけれども、その理由。最後に、今度土浦市の公式LINEがつくられるそうですけれども、そこでいじめ相談の受付とかできないかどうか。ロイヤーとはずれてしまいますけど、最後のは。お願いいたします。

○長谷川指導課長 今の御質問の点にお答えさせていただきます。まず、スクールロイヤーにつきましては1名。つくば市の方のスクールロイヤーにお声掛けをさせていただく予定でございます。二つ目のいじめ予防事業についてでございますけれども、こちら中学1年生、7年生を対象としておりますのは、どの学年でもこれまで行っているのですけれども、中学校に入ったちょうど切れ目のいいところで7年生、思春期に向かう大切な時期ということで7年生を想定しているところでございます。また、この授業でタブレットを使うのかということは、この後講師をしていただく弁護士と相談しながら検討してまいりたいと思っています。最後に土浦LINEのSNSの相談についてでございますけれども、現在まだそちらについてはその予定がございませんが、現在子供たちが持っています端末で、中学生対象なのですけれども、SNS相談ということで、先生方に心配なこととか、悩みがあったならばその端末を使って、子供たちが相談事を入力するという体制を取ってございます。以上でございます。

○目黒委員 ありがとうございます。最後に、万が一タブレットになった場合、1校だけではなくて、極論全部の学校でやるとか、そういうこともあるかもしれないということなのでしょうか。

○長谷川指導課長 今、試験的に中学生を対象にしてやっておりますこの状況を見て、また小学校に広げていいかということを検討しているところでございます。以上です。

○目黒委員 分かりました。ありがとうございます。

○矢口委員 学力向上対策事業についてお伺いいたします。この件に関しては、学校の現場でずっと上位にあげられてきたテーマだと思います。今回改めてこうした事業があがってきたということは、そういう背景とか今までの取組等、どこがどう違うのかという部分を御説明いただきたいと思います。

○長谷川指導課長 これまでの取組との違いでございますが、これまでも研究推進指定校として、指導課の方で事業を進めてまいったところなのですが、この研究推進指定校は校内研修の支援ということで、校内のみにとどまっていた事業でございます。今回、拡充を図っておりますのは、外部からの講師を呼ぶということが大きな違いでございます。さらに、その1校だけにとどまらず、外部からの講師が来た時の研修ですとか、授業の様子を市内の全校にオンラインで配信をするなど、市内全校でその講師の研修を共有して、市内全体の学力向上を図るということが、これまでの事業との大きな違いでございます。よろしいでしょうか。

○矢口委員 要するに、教員の指導力をこういった方法、著名な方を呼んで高めましようという、今まで以上の取組というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○長谷川指導課長 おっしゃるとおりでございます。

○入野教育長 背景的なところが課長から答弁がありませんので、私の方から補足をさせていただきます。学力向上策は、教員の働き方改革と共に、非常に本市の学校について重要な課題であります。私が就任して1年なのですが、少し学力の状況を分析したところ、10年位前からちょっと後退気味のところがございます。こういったところで、何が原因、要因なのかということで分析をいたしました。一概には言えませんが、子供たちの学ぶ意欲のところにも一つ対策が必要かなと思う反面、やはり教育はなんといっても人であります。教える側がそういった学ぶ意欲を引き出す、あるいはその技術でさらに向上させると。そういったところが一番の近道といいますか、いい意味での近道なのかというふうに思いました。お習字でも、お絵描きでもそうですが、お手本が必要でございます。ですから、国の都心の方ですが、著名な指導者を招へいしまして、全ての学校に、最初はミニマムからですけれども、一つの学校にそういった方を招きまして、良い授業を指導していただいて、模範となるお手本を見せていただいて、全ての学校がその学校に集まって、それをまたタブレット等で、全ての学校に情報共有、動画等で共有すると。そういったことで、教員の指導力をまずは高めましよう。それで子供たちの学ぶ意欲をと。最初は、試行錯誤的ではありますが、まずは1回目小さいところから始めて、次年度以降はその様子を見ながら、また新たな方策も考えていきたいとこのように思っております。以上です。

○矢口委員 おそらく、入野教育長肝いりの事業ということだと思しますので、大いに期待したいと思えます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員 今回の矢口委員の質問の関連になってくるのですけれども、教員の指導力向上、これは私も非常に共感できるのだけれども、表現として裏に隠されているのは、非常に教員の皆さんに申し訳ないのですが、教員の学力向上というのが一つ隠れたテーマになっていると思えます。これは、20代中盤から30代前半位の例のゆとり世代が今教員になっているわけですよ。その人たちは、どうしてもゆとり教育で生きてきているから、若干その前後と比べて学力的に心配な部分。私も長年学習塾をやっていたので、感じるころはあるのですけれども、その部分がものすごく心配なのですね。そこを上手にフォローしながら、指導力イコール学力向上でやっていっていただければ、非常に良い事業になると思えます。ここ最近、土浦市内から土浦一高に40人位しか入っていないのですよね。かつては一つの、矢口委員の母校の四中あたりから7、80人。1つの中学校から7、80人来ていたものが、今は40人位になっていると、土浦市全体で。土浦一高が必ずというわけではないのだけれども、ある一定の目標を定めて、そこに向けて、地元の土浦の県立高校に、市内の学校からいくらでも入っていないのは格好が悪いので、やはり土浦市の小中学生の学力を高めていかなければ駄目だと思うので、入野教育長しっかりとお願いいたします。

○入野教育長 いろいろと委員の皆様から御提言、御意見をいただきました。しっかり

期待に答えられるように頑張っていきたいと思います。

○目黒委員 コミュニティスクールなのですけれども、今まで新治で行われてたのですけれども、今後全校にということなのですけれども、新治で実際に推進委員会を設置して、どのような意見だったりとかどういう効果があったか、もしお聞かせいただけたらと思います。

○佐賀生涯学習課長 新治の推進校ですけれども、4回ほど会議を実施させていただいたところがございます。各校にある学校評議員の皆さんの制度が、今後はこちらの学校運営協議会というところに、移行をしていくところがございます。それ以外に、今回の推進校の委員の皆さんには、PTAの皆さん、講演会の方、地元のボランティアなどで学校に貢献をしていただいている方。そういった方たちが、一堂に介して会議を行ってきたというようなどころでございます。そこで、情報共有が図れて、今後の学校運営に対して、どのように協力することができるのかというようなことを、話し合う場が整ってきたということでございます。今回は、初めてのことでございましたので、ほかの先進地の事例等なども参考にしながら、今後学校でやっていけることにどんなことがあるのかということについて、まずは話し合いができたというようなどころでございます。来年度、令和4年度に向けて実際に今度活動をしていこうというようなどころで、現在話し合いを行っているところがございます。具体的には、学校の通学路等で草の繁茂が非常に多いところ、具体的には子供たちが通学の際に、危険であると思われるような場所について、学校だけではなくて地域などでも、草刈り等を実施していければというような話題も出たところございまして、令和4年度はそれに対する対応を検討していくというようなどころのお話が出たところでございます。以上でございます。

○目黒委員 写真を見ると電気がついていて、夜に開催されたのですかね。

○佐賀生涯学習課長 写真については、カーテンを引いていることから、若干暗めに写っていると思うのですけれども、プロジェクターを見やすくするために、カーテンをひかせていただいたところございまして、実際には午後2時、3時、4時とかそういう時間帯に開催をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○目黒委員 土曜日とか日曜日とか、学校がお休みの時に開催するのですか、基本。

○佐賀生涯学習課長 実際にPTAの方などは、お勤めの方が非常に多いというようなどころもございまして、夕方に開催というようなどころもございましたけれども、ただ、学校運営に関して授業を参観するというようなどころも含めまして、学校が実際に行われている、生徒たちがいる時間帯に行く会議もございまして、参加しやすいように夕方に設定して、話し合いを行う会議もあるということで、その時に応じて時間の方は変更しながら、実施したいと考えております。以上でございます。

○目黒委員 ありがとうございます。

○下村委員長 私から。これは、昨日だか一昨日の茨城新聞に、笠間市の事例が報道されてましたけれども、これに似通ったことと理解してもよろしいですか。

○佐賀生涯学習課長 申し訳ございません。私は、その記事をまだ確認していないところではございますが、笠間市でも同様の事業の方は行われているところで、新聞の記事

については、再度確認をさせていただきたいと思えます。

○**下村委員長** 分かりました。あと一つ、通学路等の整備とかという、草刈りだとかの話が出ていましたけれども、地域を巻き込んでの話でしょうけれども、先生方の働き方改革というところにも到達してほしいなという思いが私なりにあるんですが、その辺も御検討いただきながら、教育委員会全体で考えていただきたいなというふうに要望させていただきます。よろしく願いいたします。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、その他に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、2月21日開催、教育委員会をお願いいたします。土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止について執行部より説明願います。

○**藤井教育総務課長** 資料⑬をお願いいたします。土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止についてでございます。1番の廃止する条例ですが、表題と同じ二つの条例でございます。2の廃止の趣旨について、現制度移行前の旧制度による退職年金受給について、該当する者がいなくなったことにより、廃止するものです。3の経緯及び経過についてでございます。両条例は、市で支給する年金のために制定しましたが、昭和37年から茨城県市町村共済組合の年金制度に移行されました。最後の遺族年金受給者が平成15年に亡くなってから、現在までの申請者が無く、年数的にも新たな請求の可能性がなくなったため廃止するものです。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画について執行部より御説明願います。

○**藤井教育総務課長** 資料⑭をお願いいたします。仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画についてでございます。1の上大津公民館の在り方についてです。候補地として設定した範囲内に上大津公民館が存在することから、上大津公民館の今後の在り方について、各会議で御意見を伺いました。(1)から(5)までございますが、(1)の公民館運営審議会です。市内全ての公民館の運営を審議する会議です。(2)です。上大津公民館運営委員に対する候補地説明会。こちらの公民館運営委員会は、区長や市議、学校長、PTAなど地区の皆さんが委員となっております。(3)と(5)は同じになりますが、仮称土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会です。こちらは、関係小中学校のPTA、校長先生、教頭先生など、また、地区代表者が委員となっている会議です。(4)の社会教育委員会議は、社会教育関係者の元学校長と、市議もいらっしゃいますが、そのような方が委員となっている会議です。これらの関係する会議に、新小学校との複合化、現状維持、また、廃校移転の三つの方向性についてメリット、デメリットを示し、おおむね御理解をいただきました。このメリット、デメリットにつきましては、後ほど出てきます基本計画の概要について改めて説明をさせていただきたいと思えます。また、御質問等をいただきましたが、こちら後ほどの資料で説明をさせていただ

きたいと思います。これら会議の中で、複合化について賛同の御意見もいただきましたが、複合化についての反対の意見は、特にございませんでした。このことから、上大津公民館と新小学校を複合化する方針として、仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画を策定したいと考えております。つぎに2ページをお願いします。仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画案の概要についてでございます。資料が小さくて申し訳ございませんが、大きくして見ていただければと思います。まず、左上になりますが、はじめにというところですが、こちらは上大津地区の児童減少を課題解消のため先行して、上大津西小学校を菅谷小学校に暫定統合したこと。また、今後も適正な教育環境の維持が可能な神立小学校を除き、上大津東小学校と菅谷小学校の適正配置に向け、統合小学校を整備することになりましたというこれまでの経過を記載しております。つぎに、統合小学校の規模についてでございます。令和4年度から20年度までの統合小学校において想定される児童数と学級数の推計、それを見込んでおります。上大津東小学校については、令和6年度頃をピークに増加が見込まれますが、菅谷小学校では引き続き減少がみられます。また、令和9年の統合後については、穏やかに減少する可能性が見込まれます。これらを踏まえ、統合小学校の施設規模の検討を行っております。つぎに、その下になります計画予定地の条件について。こちらは、計画予定地周辺に関する状況を整理したものです。右側をお願いします。施設整備の考え方です。まず、計画コンセプトの整理ということで、国の上位計画、関連計画、市の計画、また、統合対象校の特徴、計画予定地の特徴を踏まえまして、計画コンセプトの策定をしております。こちらを施設配置、平面計画案へ反映するというものです。計画コンセプトについてですが、メインコンセプトにつきましては、小学校、中学校、地域の連携により子供たちの成長を支えていく学校としております。また、1から6までコンセプトを定めております。一つ目が、安心安全な学校づくり。二つ目が、心の豊かさを養う学校づくり。三つ目が、地域に開かれた明るい学校づくり。こちらは、先ほどのコミュニティスクール導入事業とも符合するものです。四つ目が、新たな学びを積極的に取り入れた学校づくり。五つ目が、環境に配慮した学校づくり。六つ目が、持続可能な学校づくりということで、これらのコンセプトを踏まえまして、時代の変化に応じた施設整備をしたいと考えております。その下の施設整備に当たっての基本方針でございます。こちらは、計画コンセプトを踏まえて、施設整備に当たっての基本方針、ゾーニングコンセプトを策定したものです。中央、図の方にはございますが、ラーニングコモンズ、ラーニングセンターとも言いますが、こちらを中心に地域住民、小学校、そして、五中との連携が図れるような配置としております。つぎに、裏面をお願いします。左上になります複合化の検討でございます。契約予定地には、先ほども説明をさせていただきましたが、上大津公民館が含まれていることから、様々な視点から整理を行い、今後の上大津公民館のあり方についてメリット、デメリットを表によって整理しております。下の票を御覧いただければと思いますが、左側に新しい小学校との複合化がございます。2行目になりますが、学校との連携のところの丸の二つ目で、メリットとしまして、小学校と一体の施設にすることで、公民館で活動する人たちと児童生徒に交流が生まれ、コミュニティの拠点とな

ることが期待できること。また、学習の相乗効果が現れることが期待できること。その下の行になります、機能性です。通常よりも少ない経費で高機能化、多機能化が期待できる。また、将来性については、新築することで今後長期間利用できる。利便性の一つ目ですが、エレベーターが設置できるなど、バリアフリーについても対応することができます。右側をお願いいたします。配置計画例の作成です。上大津公民館を複合した場合の配置ゾーニング図例を作成し、校舎等の配置、規模を検討しております。こちらは、あくまでもゾーニング例ということで、来年度以降の設計等で変わる可能性がございます。その下になりますが、全体計画概要ということで各教室、また、公民館につきましても想定して、面積を入れております。公民館につきましては、右側の4行目にはございますが、340平米ということで現在より少なくなっておりますが、かっこ書きのところは772平米としておりまして、学校と共用する部屋を含めた面積にしますと、現在とほぼ変わらないということで、考えております。こちらにつきましては、来年度以降に公民館利用者の方々と協議も行ったうえで、面積等検討していきたいと考えております。一番下の施設整備スケジュールの整理でございます。来年は、設計者の選定がありますが、こちらについてはプロポーザルを今のところ考えております。その後、約2年間掛けまして、基本設計、実施設計をしまして、同時に敷地造成をして、建設工事については、7年度、8年度の2年間で令和9年度の開校を目指しております。つぎに、4ページをお願いいたします。仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備事業に関するQアンドAでございます。会議で説明をさせていただいた中で、質問を多くいただいたものについて説明をさせていただきます。まず、4番目の学校用地でございますが、土浦五中の西側の土地は高低差がありますが、問題ありませんかというのですが、高低差を活かした配置計画をすることでコスト増加を抑え、地質調査をした上で、必要な地盤改良等を行い、適切な環境を整備します。また、建物は杭基礎等により地面に固定されますので、問題ございませんというものです。つぎに5ページになりますが、6番の学校用地、土浦第五中学校用地の一部も小学校用地とするのですかというのですが、土浦第五中学校については、学級数から算出された基準面積を超過しているため、中学校と協議をして、敷地の一部を小学校用地として活用する予定ですよというものです。つぎに、8番になります複合化です。複合化する場合、公民館の面積はどのようになりますかというものです。複合化の効果として、共用可能な部分も検討しながら、共用部分も含めて公民館として必要な面積を確保する予定です。また、9番の同じく複合化ですが、複合化する場合、公民館の利便性はどうなりますかというのですが、公民館利用者向けの駐車台数は現在と同程度を確保し、施設と駐車場の距離も近くになるように配慮します。また、エレベーター設置等によりバリアフリー化もする予定ですよというものです。資料1ページに戻っていただきまして、2番の(2)今後のスケジュールでございます。計画のパブリックコメントを実施予定です。3月1日には全員協議会で説明をさせていただいた上で、2日から実施したいと考えております。3月31日の年度末には、基本計画を策定予定でございます。なお、本日は概要版で説明をさせていただきましたが、本編はサイドブックスのその他資料、計画プラン、パブリックコメントに掲載してござ

いますので、後で御確認いただければと思います。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** まず、複合化でいいと思うのですが、新しくなると新治なんかもそうなのですが、公民館の利用者が増加するということを想定して、面積の方を今から設計するのでしょうか、そこを良く加味して考えたほうがいいと思います。もう1点は、予定地の所の測量は、入札したのでしたっけ。

○**藤井教育総務課長** 利用につきましては、関係者等と協議をしながら、面積について協議していきたいと考えております。また、測量等については入札が済んでおります。

○**矢口委員** 先にちょっと細かい事を言わせてください。とても大事な資料なのですが、見にくいのでそこら辺の配慮をお願いしたいと思います。肝心の質問です。この複合化ということは、まずどうしてもメリットとして土地の有効活用、いろいろな部分で共用できるというメリットは非常に分かりやすいのですが、でも、もっと本質的な部分で、地域のコミュニティの核となる公民館と小学校が一緒になる意義というものを、是非強調していただきたいと思っています。特に小学校というのは、地域の心のより所だと思うのですね。そこに公民館が一緒になるというのは、とても意義のあることで、あともう一つ具体的なメリットとして、小学校って教職員に女性が多くて、過去に池田小学校でああいう悲惨な事件がありましたけれども、防犯という部分でも公民館が小学校と一体になっているという部分で、非常に大きな効果があると思うので、そういう部分も検討の中でのメリットとして挙げておいてほしいと思います。以上です。

○**目黒委員** 学級数なのですが、今後減っていく見込みということで、令和8年度から令和9年度で25クラスあったのが、普通クラスですね、21になって。特別支援学級も5あったのが3になるというのは、生徒数が減る若しくは1クラス当たりの人数が増えるとか、その辺の見通しをしていますか。特に、特別支援学級も3クラスになってしまうので、教員の方の負担だったりとか、そこら辺が気になったのですが、まだ先のことなのですが、分かる範囲で教えていただければと思います。

○**藤井教育総務課長** 学級数につきましては、生徒数等の変動も考えられますので、今後も推移を見ながら、検討していきたいと考えているところでございます。また、特別支援学級につきましても、増加傾向にあるというふうに感じておりますので、そちらにつきましても不足のないように、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、学校給食費徴収管理事業について執行部より説明願います。

○**寺崎学校給食センター長** 学校給食費徴収管理事業についてですが、資料⑮をお願いします。昨年8月に説明させていただきましたが、現在、各学校の教職員が徴収管理を行っている給食費について、令和4年度から市が徴収管理を行ってまいります。今年度は、その事前準備を行って参りましたので、改めての御説明となります。1、事業の目

的としましては、文部科学省のガイドラインを踏まえ、市が直接、学校給食費の徴収管理を実施し、教職員の負担軽減を図るとともに、多様な納入方法による保護者の利便性の向上などを図っていくものです。2、事業の内容としましては、(1)の業務内容ですが、今後は、市が学校にかわり、学校給食費を保護者から直接徴収して参ります。また、未納があった場合には、納付するよう働きかけも行ってまいります。(2)繰り返しになりますが、実施日は、来年度、令和4年4月1日からとなります。(3)徴収方法は、原則、口座振替となりますが、口座振替ができなかった保護者には、金融機関及びコンビニエンスストア等で納付可能な納付書を送付させていただきます。また、申出書の提出があった保護者については、児童手当の支給額から未納分の給食費への納付に充てる事ができるようになります。あくまで強制ではなく、保護者の任意とはなりますが、少しでも未納を減らす手段のひとつとなると考えております。報告は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**福田委員** 今未納のお話がありましたが、要保護あるいは準要保護の方を除いて、未納が常態化している方というのは、どのくらいいるのか気になるのですが。言える範囲で結構ですけれども。

○**寺崎学校給食センター長** 実際に、現年度の徴収率は99.5パーセントほど。これは、現在学校の教職員の方の努力において、徴収率を維持しているのですけれども、確かに残りの0.5パーセント自体は過年度分として、滞納繰越分として残っているのが事実です。現在、過年度分の未納額でございますが、今手元に資料がないのですけれども、合計しますと800万円ほどの額が未納として残っております。以上でございます。

○**塚原委員** 長年、公費としてということで、給食センターの方で徴収をお願いしますというのを、やっと実現することになったのですけれども、これにかかわってシステムの導入もしたと思うのですね。実際、これに携わる人数の増加とか考えられているのですか。

○**寺崎学校給食センター長** 今の御質問ですが、実際にシステムを管理する給食センターの職員ということでよろしいでしょうか。

○**塚原委員** はい。

○**寺崎学校給食センター長** 当然、統括をしますのは、所長でございます。そのほかに、事務に携わる職員としましては、専任で一人、兼務の職員で一人。あと、会計年度任用職員一人雇用しておりますが、会計年度任用職員が専任として携わる予定でございます。都合、携わるのは給食センター職員では四人ということになります。

○**塚原委員** では、現状から増えるという職員の方は、特になしということよろしいのですか。

○**寺崎学校給食センター長** はい。一応現状維持の今やっている職員がそのまま新年度も携わる予定でございます。

○**塚原委員** これまで、仮に卒業された方で未納がいても、先生方がそれを追いかけて電話とかしていたと思うのですけれども、そういうのも全部今まで残っていた分に関しても、今後は全て給食センターの方でやっていただけるということになるのですかね。

○寺崎学校給食センター長 おっしゃるとおりでございます。私ども市の職員が、過去の卒業生を含めた全ての滞納整理を行ってまいります。市としましては、住基の情報とかも得られますので、そういう部分では滞納を追っていくことが、今までの教職員の偏りは有利に進められるのかなと考えております。

○下村委員長 私から少し。学校給食費については、以前いろいろとやりあったことがあるのですが、公費会計に変わっていくという考え方でよろしいのかなと思いますが、コロナ禍において給食を出せない時期には給食費が発生しないという時に、徴収してしまったところもあるわけです。そういったことのないように、していただきたい。これは非常に、ここにも書いてございますけれども、児童手当から引き落とすということも可能になりますよというような記載がありますけれども、コロナ禍で大変困っている方がたくさん発生してきているわけですね。ですから、そういったことも含めて、きちっとした評価をするとか、観察をしたり、先生方の観察をいただいたものとか、あるいは所得だとか、そういったことを考えて、きちっとした対応を考えていただきたいなというふうに思います。公費扱いだから、今度は滞納になった時には、以前とは徴収がちょっと違うのかなと思うのですよね。滞納の時には追いかけていくことになるから。ですから、その辺もよく御検討いただいて、無理のないようにもしなければいけないと思うのですね。そういったこともお考えいただきたいなというふうに思います。以上です。要望です。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、文化施設関連の展覧会について執行部より御説明願います。

○中澤文化振興課長 資料の⑩をお願いいたします。文化施設において3つの展覧会を計画しておりまして、そのチラシを3枚掲載しております。博物館では、「八田知家と名門常陸小田氏」を、上高津貝塚の考古資料館では、「中世から近世へ—小田氏が活躍した時代の考古学—」、市民ギャラリーでは、「サムライたちのデザイン—諏訪原寛幸イラスト展—」を開催いたします。この度の展覧会は、現在放映中のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に合わせ、13人の内の一人であり、鎌倉時代に県南地域一帯を支配した八田知家にスポットをあて、各文化施設で連携し、それぞれの施設の特徴を生かした展覧会を行うものです。また、図書館においても、戦国武将と家紋、花押などに関する図書の展示を行います。記念イベントとしては、市内各施設に協力を得まして、スタンプラリーを行い、記念品をプレゼントする行事も実施いたします。是非、御見学いただければと存じます。説明は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他、何か執行部からありますか。

(「ございません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** なければ教育委員会は終了します。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部とこども未来部を行います。再開は、午後1時。

【休憩】

(午後1時00分再開)

○**下村委員長** 再開いたします。保健福祉部より行います。資料は、文教厚生委員会、令和4年、2月21日開催、保健福祉部をお願いします。議案関係に入ります。まず、土浦市基金設置条例の一部改正案について執行部より御説明願います。

○**元川国保年金課長** サイドブックの資料①をお願いいたします。土浦市基金設置条例の一部改正案について説明させていただきます。まず、1改正理由でございますが、本条例の第6条第2項において、土浦市国民健康保険財政調整基金の運用益金については、保健施設事業の経費に充てる場合には、基金に編入しないことができることが規定されております。具体的な条文につきましては、資料に参考として記載させていただいた、土浦市基金設置条例(抜粋)を御覧ください。こちらの第6条、第2項の条文中にございます保健施設事業につきましては、昭和53年から昭和58年頃に国が推進していたもので、現在はこの事業自体がなくなっており、本市において国民健康保険特別会計で当該事業を行うことはないため、本条例の一部を改正するものでございます。2改正内容につきましては、ただ今説明させていただいた、土浦市国民健康保険財政調整基金の運用益金の処理について規定している第6条、第2項を削除するとともに、併せて、文言の修正を行うものでございます。本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について執行部より御説明願います。

○**元川国保年金課長** サイドブックの資料②-1をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について説明させていただきます。1改正理由でございますが、まず、国保税の賦課方式は、現在、県内では市町村ごとに異なっており、本市においては、所得額に応じて賦課される所得割、加入者一人当たり定額が賦課される均等割、1世帯当たり定額が賦課される平等割による3方式を採用しております。この賦課方式について、県では、令和2年10月に茨城県国民健康保険運営方針を一部改定し、令和4年度から県内市町村の賦課方式を所得割と均等割による2方式に統一することを目指すとしているところでございます。これを受けて、本市では、令和4年度からの国保税の賦課方式について、昨年12月23日に土浦市国民健康保険運営協議会へ諮問、審議を経て、本年1月25日に答申をいただきました。お手数でも恐れ入りますが、資料が一つにまとまっておりませんので、資料②-2をお願いします。こちらが答申書の写しでございます。答申の内容について申し上げますと、まず、1として、令和4年度からの賦課方式は、県の方針に基づき、2方式に変更することが適当であること。2として、新型コロナウイルス感染症の影響等により税額を抑制する必要があるため、令和4

年度は、特例措置として、財政調整基金からの3億円の繰入れにより負担軽減を図ることとし、保険税率については下表のとおりとすること。さらに、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年度から制度化される未就学児の均等割5割軽減に伴い、財政調整基金を活用して、18歳までの均等割を5割軽減すること。3として、今後の保険税率や財政調整基金の活用による負担軽減については、県に納める国民健康保険事業費納付金の額や社会情勢等に見合う適正なものとするため、毎年度検討すること。最後に、4として、賦課方式変更に関する市民への周知に当たっては、今般の改定が新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮した特例的なものであることについて、丁寧な説明に努めること。以上の4点を答申いただきました。この答申に基づいて、令和4年度から国保税の賦課方式を現行の3方式から2方式に変更するため、土浦市国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。つぎに、資料をお戻りいただきまして、資料②-3をお願いいたします。こちらが、今般の改正内容をシミュレーションしたものでございます。表の縦軸が所得階級、横軸が世帯人員数となっております。表中の調定額の各欄に記載した数字は、現在の税額との比較増減の平均額でございます。また、増減の金額に応じて、左下でございます凡例のとおり、増額5万円以上が赤、減額が青ということで、色に分けて表示させていただいております。ほとんどの世帯で青、すなわち軽減が図れる見込みでございます。恐れ入ります、資料②-1にお戻りください。2改正の概要についてでございます。(1)といたしまして、賦課方式を現在の3方式から2方式に変更するため、廃止となります平等割に係る規定を削除し、均等割額について、医療分の2万2,800円を2万8,000円に、支援分の7,600円を9,000円に、介護分の9,100円を1万円に改定するものです。(2)といたしまして、地方税法の一部改正に伴い、保険税の減額要件に、未就学児の均等割5割を減額する規定を新たに設けるものです。(3)といたしまして、保険税の減免要件に、18歳高校生相当までの均等割5割を減免する規定を新たに設けるものです。(4)といたしまして、その他、これらの改正による関連条文の整理等を行うものでございます。4施行日等につきましては、令和4年4月1日から施行することとし、改正後の規定については、令和4年度以後の年度分の国保税について適用し、令和3年度以前の年度分の国保税については、従前の例によることとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**奥谷副委員長** 県内の各市町村は、今2方式を目指すということで動いているようですが、現状2方式を取っているところとそうでないところ、どんな感じになっているのでしょうか。

○**元川国保年金課長** 現在2方式を取っているところはない状況でございまして、一番新しい県からの連絡によりますと、来年度全ての市町村で2方式に移行するというところで伺っております。

○**奥谷副委員長** ありがとうございます。

○**下村委員長** ほとんどの世帯が減額になるという表の③でしたかね。何かでおっしゃ

ってましたよね。国民健康保険税というのは、毎年のようにアップしていたのが、今後均等割りと所得割か、平等割が廃止されるといって、基金から3億円を出して下げるという、そういう理解でよろしいですか。

○元川国保年金課長 おっしゃるとおりでございます、こちらを2方式にした場合は、平等割がなくなるのですけれども、その分今度は均等割の方がどうしても増えることとなります。均等割りというのは、一人いくらという部分なのですけれども。今回の2方式につきましては、県の方では現状単身世帯の方とかが増えている状況を受けて、平等割、世帯当たりいくらというのが実態に即していないので、それを廃止して均等割と所得割ということで、県内統一なのですけれども。そうすると単身世帯の方の負担は、若干下がるようなかたちになるのですけれども、多人数世帯になるにつれて税額がどんどん大きくなって、かなりの幅になってしまう。ということで、いろいろなシミュレーションをいたしまして、全体的にいくらくらい基金から持ってくれば抑えられるかということで、今回の3億円というのは、執行部といたしましては最大限の下げ幅というか、補填ということで考えております。今後は社会情勢とかをにらみながら、基金も限りある財源でございますので、ちょっとずつ実態に即して毎年度見直しをしていきたいということで考えておまして、今回は3億円を使って全体的に税額を抑えて、なおかつ、先ほどの答申書にございました子育て世代の負担軽減ということで、未就学児の均等割りの半額、減額は制度化されるのですけれども、それプラス18歳、高校生までの半額もその基金を使って、減額ということで、対応してまいりたいということで考えております。以上でございます。

○下村委員長 そうしますと、国民健康保険の基金がありますよね、財政調整基金と。それが枯渇につながってくる可能性があるし、こんなに減額しなければいけないというのは、諮問した結果としてこれが出てきたわけでしょ。だけれど、良いのか悪いのか分からないのが、よくPRをなさいとも言っているよね。要するに、理解をしていただきたいと皆さんにお願いしなさいと。まさにそのとおりで、財政調整基金が無くなってしまったら、また大変になってしまうと、今度は財政調整基金の一般の方から繰り出してくるしかなくなってくるでしょう。そこら辺の検討というのは、どういうふうにお考えなのですか。

○元川国保年金課長 委員長のおっしゃるとおり、今現在財政調整基金が、昨年5月末時点で19億ございまして、そこから3億円というかたちになります。あと、今年度まだ決算で若干積立てができる見込みでおりますので、数字が変わってくるかと思うのですけれども、これを毎年3億円やっていけば、5年位で残額がほぼほぼ無くなってしまふようなシミュレーションをしたうえで、それも合わせて説明して、今回は答申をいただいたのですけれども、その答申の中にあるとおり、これは特例的なものだということを周知したうえで、今後は社会情勢に合わせて、事務局の方ではちょっとずつ。本来はこの金額を、これだけに抑えていますというのでも周知が必要かなということで、現在検討しているのですけれども、徐々に正規な適性の額に持っていけるようなかたちで、検討してまいりたいということで、考えております。それで、今後被保険者数も、団塊

の世代が後期高齢にいきますので減ってくると、税収もおのずと減ってくるということで、通常こういった基金繰入れをやらなくても、将来的にはかなり厳しい財政状が見込まれますので、その辺は慎重に運営協議会の委員の方々も交えて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。財政調整基金の方があるからといっても、例えば、枯渇する可能性は当然ある。もう一つはコロナ禍において、診療控えというのかな、みんなそうなのだろうと思うのだけれども、病院に行かなかったということで、医療費は少なかったわけですね、医療報酬費が。ということは、国民健康保険税から出ていったお金が少なかったのが黒字になっているだけで、実際にはそうじゃないのだから、積立てできるとかじゃなくて、やっぱりそれ相応の負担もよく検討されたほうが、安定した持続可能な保険になるのだろうというふうに感じるので、委員会にはよくお話もお伝えいただけたらと思います。申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○**矢口委員** 今、委員長が言われたことに関連するのですけれども、4年度に関してこれだけ減額するというので、課長が今強調して言われてましたけれども、翌年度以降仮に本来の保険料に戻す時に、値上げをしたというふうに取りられかねないなと思うので、今回特例措置だということをくれぐれも周知していただけるように、お願いしたいなと思います。以上です。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、予防費関係新型コロナウイルス対策事業の補正予算案について執行部より御説明願います。

○**水田健康増進課長** 資料③をお願いいたします。令和3年度土浦市一般会計補正予算第15回案、私の方からは予防費関係新型コロナウイルス対策事業としまして、食糧支援の増額の補正をお願いするものでございます。補正の理由でございます。昨年9月から新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養を余儀なくされている方がいらっしゃいます。そのような方に対して、食料等の支援を実施しているところでございます。今年に入りまして、オミクロン株の急増に伴い食料支援の要請も増大しているところでございます。9月に事業を開始させていただいた時には、60万円の予備費を充用させていただきまして、その不足が見込まれましたことから、1月28日の臨時会で再び60万円の補正増額をお願いしたところでございますが、2月から再び急増してまいりまして、その60万円も不足する事態となったことから、再び予備費を充用して今運用をしているところでございます。今後も、食料等の支援が要請されることが見込まれますことから、3月から令和4年度にかけて食料支援を実施するに当たり、食料支援の予算の補正をお願いするものでございます。なお、速やかな対応を実施するため、3月定例会での先議をお願いするものでございます。2の事業概要でございます。まず、対象者につきましては、市内在住で自宅療養中の感染者及びその同居の御家族で、支援を希望される方。支援内容は食料三日分とその他オプションとして必要となる衛生用品等。配送方法につきましては、市の職員が輪番で対象者のお宅に配送している状況でございま

す。今回の補正予算の想定期間でございますが、3月から令和4年の6月までを想定してございます。3の補正予算額でございます。消耗品費として、これまで240万円を充ててまいりましたが、それに付け加えて642万円を今回増額で補正をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** だいたい何割位の方が食料支援を希望されているのですか。

○**水田健康増進課長** 割合ではちょっと難しいのですが、先週の金曜日までで、昨年度9月からトータルで203世帯の方から要請がございまして、延べ588人分の食料をこれまで提供してきているところでございます。

○**塚原委員** 実際に土浦市で発生している方は、先週あたりだと一気に100人なんていう日もあったと思うのですけれども、それから考えると何パーセントというのは出てこないのですか。

○**水田健康増進課長** 1月に入ってから感染者の数が、延べ2,632人となっております。2,632人が土浦市内で今年に入ってから感染者となります。塚原委員のおっしゃるとおりその数が出ておりますので、これまで食料支援をしてきた方、年明けからの数が526人分。これは延べでございますので、2回目3回目と支援をしてきた方がいらっしゃいますので、おおむねというかたちになりますけれども、約2割の方から、約20パーセントの方から食料支援の要請があったというかたちになります。以上でございます。

○**塚原委員** ありがとうございます。これは実際に申請された方というか、要望があった方に食料支援をやられているというお話でしたけれども、実際に保健所の方から仮に陽性ですよという話があった時に、どういうかたちで陽性者の方に食料支援がありますよとか、ほとんどテレビとか県からもきたり、いろいろと各市町村で違うところがありますけれども、その知らせているとはどういうふうにやられているのですか。

○**水田健康増進課長** 市の方からはホームページ、広報紙の方にもこの事業は御案内させていただいているところでございますが、まず、陽性が発生した時点で、保健所と陽性者のやり取りが始まります。その時点で土浦保健所の方は、県の方でも食料支援の方はやられているかと思いますが、土浦市で食料支援を実施しているという御案内を保健所から陽性者の方にさせていただいている状況で、それに伴って市の方に連絡が入るといった流れになってございます。

○**塚原委員** 分かりました、ありがとうございます。

○**目黒委員** こちらは、直接連絡が来た時に、希望の品を聞いて、聞いてから買いに行くような流れだと、こないだ確か説明があったと思うのですけれども、今もそういう流れなのでしょうか。

○**水田健康増進課長** 食料支援の方は、包括連携協定を締結させていただいているカシミさんの方に、社会福祉協議会の方から三日分の食料をセットで作っていただいております。ですので、申請をいただいた方からのお声に対応するというものではなくて、皆さん一律で三日分の食料をお配りさせていただいているというものでございます。

○目黒委員 食料に関してはということで、あとは衛生用品とかに関しても同じような流れになるのでしょうか。

○水田健康増進課長 保健センターの方に陽性の電話をいただいた際に、食料以外に必要とされるものはないですかというふうに、こちらの方からお伺いしてございます。その中で、例えば消毒用のティッシュですとか生理用品ですとか、最近トイレトーパーなどの要請もございますので、そのようなものは要請に応じてこちらの方で、食料とは別に購入をして、対応をさせていただいているものでございます。

○目黒委員 分かりました、ありがとうございます。

○下村委員長 市独自でやっているものと保健所、県そちらから来る2通りがあると思うのですよ。そこのところだけ目黒委員にも御理解いただいているかどうかだけ。土浦市独自でも支援をしているので、ある所は土浦市、ある所は県で保健所からというスタイルがあると思うので。すみませんがお願いします。

○水田健康増進課長 県の方は、昨年度の9月に事業を開始された時には、陽性者の方に対して、五日分の食料を委託の事業で実施するというので、スタートしております。県の方はコープさんをお願いしていると思うのですが、その食料が届くのがすぐに届かないような状況がございましたので、その届かないおおむね三日分を、土浦市で先に支援を差し上げてつないでいくというかたちで、事業を開始させていただいたところです。しかし、年が明けて感染者が急増し、自宅療養者も非常に増えたなかで、県の方はなかなか対応が、食料支援の方の対応が難しくなっているという状況があったのと、県は基本的に陽性者の方のみで、自宅に濃厚接触者の方が別にいる場合には、濃厚接触者の方は感染対策を十分にさせていただいて、短い時間であれば買い物に行ってもいいですよというふうに御案内を差し上げてます。ただ、濃厚接触者の方が、お子さんであったり高齢者だったり、なかなか買い物に行きづらいという方がいらっしゃいますので、土浦市はそういう方も対象に幅広く食料支援をやっていきたいというかたちで進めているところでございます。

○下村委員長 ありがとうございます、よろしいでしょうか。土浦市は、結構頑張ってやっております。ということで、御理解ください。つぎに、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補正予算案について執行部より御説明願います。

○水田健康増進課長 資料④をお願いいたします。令和3年度一般会計補正予算第15回案、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。現在、国の方針に基づきまして、令和4年3月から5歳から11歳の小児への新型コロナワクチン接種の実施をするため、必要な接種体制の確保と接種に掛かる費用について補正予算をお願いするものでございます。また、予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれではございますが、生じている状況でございます。予防接種と健康被害の因果関係が認定された方の救済制度として、医療に要した費用等の支給について、合わせて補正予算をお願いするものでございます。なお、速やかに小児へのワクチン接種や健康被害費用の支給を実施するため、こちらにつきましても先議

をお願いするものでございます。2番、事業の概要でございます。(1)としまして、新型コロナウイルス接種事業につきましては、小児へのワクチン接種費用と職域接種等時間外や休日における接種の加算費用について増額をさせていただくものでございます。

(2)としまして、接種体制の確保事業でございます。こちら、小児へのワクチン接種などに対応するため、増額の補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正をする予算につきましては、今年度中に執行する分を除きまして、令和4年度に繰越しをさせていただきたいと存じます。3番、補正予算額でございます。(1)としまして、接種事業につきましては、接種に掛かる費用9,839万1,000円。その下、健康被害給付費負担金としまして、15万8,000円。合計で9,854万9,000円を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。歳出につきましても、委託料で9,839万1,000円。負担金補助金及び交付金で15万8,000円。歳出、歳入同額の9,854万9,000円を増額させていただくものでございます。(2)としまして、ワクチンの接種事業でございます。こちらにつきましても、歳入歳出同額の2,885万7,000円を増額させていただくものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**奥谷副委員長** 補正の理由のところに、予防接種の副反応による健康被害。これに対する救済制度ということもあるということなのですが、今現時点で本市でこの副反応による健康被害というのは、発生しているのか。それに対応するための今回の理由なのか、それとも今後発生した場合にすぐ対応できるように、補正を組むのかという。どちらなのか教えていただけたらと思います。

○**水田健康増進課長** 申し訳ございません。説明が不足しておりました。今回15万8,000円を補正させていただきますのは、昨年3月、4月に1回目のワクチンを接種した方について、アナフィラキシーの状況が確認できまして、速やかに国の方に信達をして認定されたことによって、お二人の方に合計で、それぞれ別の金額になりますけれども、15万7,000余円を給付するに当たり、今回増額の補正をさせていただいているものでございます。なお、コロナワクチンについて救済される場合には、全額国の負担金でまかなわれるものでございます。救済制度についてですが、土浦市には現在20件強の御相談をいただいているところでございます。アナフィラキシーが発生した場合には、速やかに国の方に信達をさせていただくのですが、それ以外、アナフィラキシーではなくて、副反応によって熱が出て入院の措置が必要になった方についても、11月30日に1件申請があがってございます。2件目が1月の末に申請があがってきている状況でございます。11月の末に申請をいただいた方につきましては、過日に調査委員会を開催させていただいて、書類の方を取りまとめまして、県を経由して国の方にこれから信達するものになります。1月末に申請を受け付けたものに関しましては、3月の中旬に調査委員会を開催する予定で現在検討を進めているところでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**奥谷副委員長** ありがとうございます。今の御説明だと、それほど重篤な副反応による健康被害は、本市では発生していないという認識でよろしいですか。

○水田健康増進課長 今回補正を組ませていただいたお二人の方につきましても、二日から三日程度の入院で、退院されて戻られておりますので、そこまで重篤な状況ではないと考えております。

○下村委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、令和4年度土浦市一般会計予算案、主要事業について。資料は、全員協議会、令和4年、2月18日、令和4年度予算の概要をお開きください。準備ができましたら執行部より順次説明願います。

○水田健康増進課長 36ページから五つの事業を御説明させていただきたいと思えます。始めに、36ページの骨髄移植等に係る定期予防接種再接種費用助成事業でございます。こちらは、令和4年度からの新規事業となるものでございます。骨髄移植等を行った場合、移植前に接種した予防接種の免疫は消失してしまうものでございます。そのようなことから、感染症予防のためにそれらの予防接種を再度行う必要があります。その対象者の経済的負担の軽減及び感染症予防等を図る観点から、再接種にかかる費用を助成するものです。接種費用につきましては、22万4,000円を予定しております。対象となる予防接種については、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎の8種を予定しているところでございます。37ページをお願いします。各種予防接種事業のうち、子宮頸がん予防接種事業でございます。こちら全国的な取組となりますが、令和4年度からの新規事業となるものでございます。子宮頸がんの予防接種につきましては、接種後の多様な症状報告が相次ぎ、平成25年6月に積極的勧奨の差し控えが行われて以降、接種率が非常に減少したものでございます。しかしながら、昨年、令和3年11月に積極的勧奨が再開されたことから、積極的勧奨の差し控えにより当該予防接種の接種機会を逃した方に対して、国の方針に基づき、令和4年度から接種費用を助成するものでございます。なお、この平成9年生まれから平成17年生まれの、これまで接種を逃してきた方への接種をキャッチアップ接種と呼ばれておりまして、市内にはおおむね1万4,000人から1万5,000人いらっしゃるかと推計しております。そのうち、約10パーセントの方が接種をするということで、予算の方を組ませていただいているものでございます。予算額につきましては、記載のとおり2,477万6,000円を当初予算で組ませていただいたものでございます。38ページをお願いします。医療体制強化事業でございます。本市の基幹的病院であります霞ヶ浦医療センターにおける医師不足を解消し、地域医療の充実を図るため、筑波大学への寄附により寄附研究部門を設置するものです。以前は、寄附講座と申し上げてまいりましたが、名称の変更がございます。ただし、内容については変更ございません。引き続き、5名の医師を配置し、実診療を通じた研究、教育活動を行ってまいりたいと考えてございます。予算につきましては、8,228万円を計上させていただいているものでございます。つづきまして、39ページをお願いします。上がり気味なら下げましょう、血圧・血糖教室事業でございます。こちら令和4年度からの新規事業でございます。医師から改善を指摘されることが多い病気として、高血圧と高

血糖があります。その方々を対象に、早期に予防への行動を実践することで、重症化を予防し、健康寿命を延ばす取組となります。令和4年度から、日常生活で実践できる生活習慣病の予防方法について、講話や測定などの体験を通して学べる健康教室を年4回開催するものです。こちらの事業につきましては初年度となりますので、様々な試行的な取組をしていきながら、令和5年度以降につなげていきたいと考えてございます。つづきまして、40ページをお願いします。禁煙外来治療費助成事業でございます。この事業につきましても、新規事業となります。令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発を図ることが求められています。令和4年度から、喫煙者本人と、望まない受動喫煙を受ける周囲の方々の健康を守るため、健康保険が適用される禁煙外来での治療を完了した20歳以上の方に対して、治療費の自己負担分を一部助成するものがございます。自己負担額がおおむね1万2,000円から2万円と想定されておりますので、上限を1万円とし定員15名の方に対して助成をしていきたいと考えてございます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** 子宮頸がんの予防接種の件で一つだけ質問します。対象者1万何千人という中で、実際に接種をしようという方は、1割を見込むという話でしたっけ。1割という、非常に少ない数字だなと正直思ったところなのですが、その1割ぐらいかないと見込む根拠というか、どういうところなのですかね。そこら辺を聞かせてください。

○**水田健康増進課長** この事業は、昨年6月に市の政策的な事業をあげていきます事業実施計画というところで、初めて事業を出させていただきました。その当時、この子宮頸がんワクチン定期接種の勧奨控え期間でしたけれども、10パーセント程度の方が、小学校6年生から高校1年生までの方で、10パーセントの方が当時接種を受けられていたという実情がございました。そこから、おおむね10パーセント程度の方がこの接種を、キャッチアップ接種を受けると推計させていただいて、10パーセントとしたところでございます。矢口委員のおっしゃるとおり、なかなか接種率というのは推計することが難しいものとなっております。令和4年当初の方から事業を開始していく中で、予算の不足が見込まれる場合には、また委員の皆様には御相談をさせていただいて、予算の不足が生じるときには、補正予算というようなかたちも取っていかねばいけないのかなと感じているところではございます。説明につきましては、以上でございます。

○**矢口委員** 説明は良く分かりました。いずれにせよ、この件は非常に感情的な部分が大きくて、進め方が難しいとは思いますが、よろしくをお願いします。以上でございます。

○**下村委員長** 私から。医師会との意見交換会で話題になっておりまして、市長へも要望書を医師会の方から出す、出ております。ワクチンは2種類、3種類あったのかね。その中の一番高い六つ位に該当するもの。こういったものを本当は対象にしてもらえると大分違うのかなと。今後はそういうものが優れているということで、医師会ではそういう、6種類でしたか、6価。それを対象にしてほしいという要望をしております。

すし、できればそういったお願いをしたいなど。今、保健福祉部長からも市長の方へ、せっかくやるのならば、良いもののワクチンを対象にして補助金を出していただけるようお願いしたいなど。よろしく申し上げます。要望です。

○塚本保健福祉部長 種類が3種類くらいあるのですけれども、要望はいただいて、検討はしていきたいというふうに思っております。

○水田健康増進課長 現在、定期接種化されているのが2種類。ガーダシルとサーバリックスという二つの種類の予防接種がございます。医師会の方から要望されているのは9価と、九つの価格の価というもので、9価というものが要望されていたかと思えますけれども、薬事承認はされているのですけれども、まだ任意接種の段階なもので、国もまだ定期接種化には二の足を踏んでいるというか、まだそこまで行っていない状況でございます。実際に、まだワクチンの数も非常に生産数が少ない状況で、それほど全国的にもワクチンを打っているという状況はないと。全て任意というかたちになりますので、国の方でそれが定期接種化というかたちになっていけば、対象に入れていくことになると思えますけれども、まだ国の方がそこまでの段階ではないというふうに判断してございますので、その辺はきちんと注視をしていきたいと考えてございます。

○下村委員長 今、国で来年度から勧奨していくのではなかったですかね。子宮頸がんワクチンについて。

○水田健康増進課長 子宮頸がんのワクチンにつきましては、サーバリックスというものとガーダシル、これまでの二つの種類ものについて接種することに対して、勧奨していくと。9価のワクチンについては、対象外としているところでございますので、あくまでも2種類というかたちで。

○下村委員長 分かりました。ありがとうございます。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、報告関係に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、2月21日開催、保健福祉部をお願いします。公用車交通事故に係る和解について執行部より御説明願います。

○塚本高齢福祉課長 今議会での報告案件について、御説明いたします。資料⑥、公用車交通事故に係る和解についてをお願いいたします。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、公用車交通事故に係る損害賠償の和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。事故の状況でございますが、昨年12月27日、東若松町地内において、介護保険認定調査終了後、帰庁するため県道64号線を走行中、沿道の店舗駐車場から一時停止をせず進入してきた車両と接触し、双方の車両の一部が損壊したものです。この度の和解は、過失割合に応じた車両修繕に係る対物賠償に対する和解で、本年2月1日に専決処分したものです。今般の事故発生後、課内の職員に対し、運転の際には細心の注意を払い、交通法規を遵守の上、安全運転に心掛けるよう、改めて注意喚起をいたしました。今後とも十分注意して公用車の運行に努めてまいります。報告につきましては、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 それでは、その他に移ります。令和4年度地域活動支援センター事業(Ⅱ型)の廃止について執行部より説明願います。

○小池障害福祉課長 資料⑦を御用意お願いいたします。令和4年度地域活動支援センター事業(Ⅱ型)の廃止についてでございます。こちらの事業は、現在ウララ2の5階におきまして、社会福祉協議会の委託で事業を行っております。事業の概要といたしましては、地域において雇用、就労が困難な在宅身体障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するための事業ということで、言葉にしますとこういう表現になるのですが、具体的には介護保険でいうところのデイサービス事業でございます。市の単独事業となっております。2としてこれまでの経緯でございますが、当事業の前身は平成8年に旧新治村で開始された身体障害者デイサービス事業。こちらを合併時に引き継いだものでございますが、障害者自立支援法の施行に伴い、このデイサービス事業といった形態の制度が無くなりまして、現在の生活介護自立訓練就労継続支援といった、新しい障害福祉サービスとして生まれ変わっております。そして、これらの新しいサービスにつきましては、個々の障害者の程度を示す障害支援区分が導入され、この区分によってサービスの利用が制限されることになりました。具体的に言いますと、生活介護につきましては、区分3以上の方が該当ですということになりました。これによって、新サービスへの移行が困難となるものが出てきたことから、その受け皿としてこのデイサービスの流れを引き継いだ地域活動支援サービスセンター(Ⅱ型)事業を開始したという経緯がございます。その後、介護保険の利用に伴い、利用登録者数は年々減少し、今年度当初は3名、残念ながら途中でお一人亡くなってしまったものですから、現在のところは2名の利用となっております。3の課題としまして、ここ数年来利用登録者数が極めて少ない。ゆえに、費用対効果が低い。そして、新規の利用登録者が全くいないということが課題となっております。新規の利用登録者がいない理由としましては、国の障害福祉サービスを提供する民間事業者の利用需要が高いということで、具体的に言いますと、区分3以上の方については生活介護をし、比較的程度の軽い区分1、2の方については、収入の得ることができる就労継続支援A型、B型を利用しており、当該事業の需要がないというような状況でございます。以上のことから、地域活動支援センター(Ⅱ型)事業につきましては、これまで在宅の身体障害者にとっての、日中活動の場としてのデイサービスの受け皿を担ってきたものの、現在は生活介護や就労継続支援といった国の障害福祉サービスを提供する民間事業者も多く開設され、利用者も個々の状況に応じ、様々な事業所を選択できる状況となっていることから、市町村独自のサービスである地域生活事業としての地域活動支援センター(Ⅱ型)事業は、その役目を終えたものと判断し、今年度末をもって事業を廃止するものでございます。2ページ目をお願いします。最後に、その他といたしまして、現在利用している2名の状況でございます。まず、80歳の男性の方。こちらの方につきましては、現在介護保険の手続き中でございまして、今後は介護保険サービスを利用できる見込みとなっております。もう一方、69歳女性の方につきましては、既に介護

認定を受けておりました、高齢者施設でデイサービスを既に利用しております。また、この2名の利用者とその家族を含めまして、御説明と意向調査を実施したところ、しかたないねということではあります。事業の廃止について了承していただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 事業の廃止は仕方がないと思うのですが、この事業に当たっていた職員が何名いて、その人たちが事業の廃止後どのようになっていくか。方針があればお聞かせいただきたい。

○**小池障害福祉課長** こちらの事業、現在は自立支援センター、ウララ2になります自立支援センターのところでやっているのですが、社協さんの方の御協力いただきまして、その自立支援センターの本来の職員と言うのですかね、その部分を手を割いていただいと。委託料的には0.5人カウントみたいなかたちでやっていただいておりますので、この事業が無くなることによってという言葉があれですけれども、自立支援センターの方の業務、本来業務に戻るといようなかたちになっております。以上です。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、土浦市小児新型コロナワクチン接種実施計画案について執行部より御説明願います。

○**水田健康増進課長** 資料⑧をお願いいたします。土浦市小児新型コロナワクチン接種実施計画案でございます。先ほども予算の中で、御説明申し上げましたが、5歳から11歳の小児に対しても、3月から接種の方を実施してまいります。その概要について記したものでございます。1番として接種対象者。接種日時点で5歳以上11歳以下の方。市内に現時点でおおむね7,800名の方がいらっしゃいます。2番の接種回数から5番の接種費用については、これまでの接種と同じとなります。ファイザーのワクチンを使ったものと間隔は3週間ということで同じになります。6番の使用するワクチンでございます。薬事承認がなされました小児用のワクチンとなっております。現在はファイザー社が作ったものとなっております。ただし、米印の方で示させていただいたとおり、現在実施しております12歳以上で使われているファイザー社のワクチンとは全く別のものとなることを、国の方からも注意して取り扱うようにということでは言われているものでございます。7番の接種体制でございます。引き続き市内の医療機関、個別の医療機関の方に協力をいただき、紹介させていただいたところ、現在14の医療機関の方で接種していただけるものとなっております。こちらの医療機関につきましては、接種券を発送する中に、御案内として入れさせていただきたいと考えてございます。接種開始につきましては、令和4年3月から実施してまいりたいと考えてございます。この小児用のワクチンでございますが、土浦市に納品されるのが2月28日の週ということで、国の方から連絡が来ております。それを受けて、その次の週に各医療機関の方にワクチンの方を配送させていただいて、順次接種の方を開始してまいりたいと考えてございます。9番の予約方法につきましては、それぞれの医療機関ごとで予約の方法が定

まっております。そちらにつきましては、チラシの方にも、入れさせていただいてございます。電話やWEBで予約を取っていただくかたちになります。以上が小児の実施計画でございます。説明は、以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**奥谷副委員長** 土浦市の場合は、ワクチンを小さいお子さんをお持ちの保護者の方に、積極的に勧奨するということなのか、それとも希望者、手を挙げた方にどうぞ打ってくださいというようなスタンスなのか。どちらなのかを教えてくださいませんか。

○**水田健康増進課長** 基本的には、今、奥谷副委員長がおっしゃられた後者のかたちになると考えてございます。国の方も、これまでの12歳以上の接種の体制とは違っていて、努力義務は課さないというかたちになってございます。また、国でも基礎疾患があるようなお子様から打っていった方がというお話も出ていますので。ただ、接種券が届かないというところは、なかなか御判断いただく上でも難しいのかなと思いますので、接種券の方は一律にお送りさせていただいて、よく御相談していただく。また、基礎疾患がある方については、かかりつけのお医者さんの方に確認していただきながら、進めたいと考えてございます。

○**奥谷副委員長** ありがとうございます。そのあたり丁寧に進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○**塚原委員** この小児用新型コロナワクチン接種に関して、成人の場合は封筒の中にどこどこ病院でやっていますよ、やれますよというのは入っていたと思うのですが、今回のこの小児の場合もほとんどの、前回73だか6だったと思うのですがけれども、ほとんどのお医者さんで打てる。若しくは、中にちゃんと打てるところが入っているよということで理解していいのですかね。

○**水田健康増進課長** これまで医療機関の方を御案内させていただいたのと同じように、5歳から11歳の方が打てる医療機関について接種券と一緒に御案内を差し上げていきたいと思っております。これまでは、委員のおっしゃるとおり70からの医療機関で接種体制が取られておりましたけれども、小児については14医療機関というかたちになってございます。また、御兄弟で12歳以上の方もその中にはいらっしゃると思いますので、一覧表の方には5歳から11歳が打てる医療機関と12歳以上が打てる医療機関というのを、併記させて御案内を差し上げようと考えてございます。

○**塚原委員** ごめんなさい。さっき12、14。

○**水田健康増進課長** 14でございます。

○**塚本保健福祉部長** 水田課長の補足でございますが、2月28日の週にワクチンが供給されるという状況の中で、その保護者さんもきっと心配される方がいらっしゃると思うので、今のところの接種券の発送の時期なのですが、3月4日金曜日の日に一斉に発送する予定でございます。もしかしたらずれる可能性もありますが、今のところそういうことで、委員の皆様にはお伝えしたいと思っております。以上でございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、のりあいタクシー土浦の年会費一部助成について、令和4年度予算関連を執行部より説明願います。

○**塚本高齢福祉課長** 資料⑨のりあいタクシー土浦の年会費一部助成について、令和4年度予算関連をお願いします。令和4年度予算における、のりあいタクシー土浦の年会費の助成について御説明いたします。1のこれまでの経緯でございますが、のりあいタクシー土浦は、平成19年4月に本格運行を開始し、翌年の平成20年4月から市では利用者に対し、年会費9,000円のうち7,000円の助成を開始いたしました。その後は、記載のとおり、平成23年4月と平成27年6月には年会費の増額に対応し、市からの助成も増額してきたところであります。また、平成27年6月からは、免許返納者の年会費全額助成も開始してまいりました。つぎに、2の現状及び今後の収支見込でございますが、コロナの影響により会員数が令和3年10月現在で846人になるなど、コロナ前の平成30年度末の1,035人から200名近い減少となっております。また、そのことにより年会費収入、運賃収入とも減少し、のりあいタクシー土浦を運行している土浦地区タクシー協同組合におきましては、経営状況の悪化により事業継続が困難な状況となっているとのことであります。3の対応策でございますが、これまでと同様、年会費の引き上げによる収入増を図ることが考えられます。市といたしましては、これまで同様、利用者の自己負担額を2,000円とするため、これまでの助成額1万1,000円から1万3,000円に、免許返納者への助成は、1万3,000円から1万5,000円に助成額を引き上げて対応してまいりたいと考えております。その結果、4の令和4年度の予算でございますが、助成額を1万3,000円の900人分、免許返納者への1万5,000円を70人分、計1,275万円の計上となりますので、よろしく願いいたします。なお、今回のような年会費の値上げによる対応は、場当たりの対応でございますので、今後、のりあいタクシー土浦につきましては、土浦市公共交通網形成計画の中で、検討していければと考えております。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 執行部からその他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 以上で、保健福祉部は終了します。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、こども未来部を行います。再開は、午後2時20分とします。

【休憩】

(午後2時20分再開)

○**下村委員長** それでは、再開いたします。こども未来部に移ります。議案関係から。令和4年度土浦市一般会計予算案、主要事業について。資料は、全員協議会、令和4年、2月18日、令和4年度予算の概要をお開きください。準備ができましたら、執行部より順次説明願います。

○菊田こども政策課長 サイドブックス資料の31ページをお願いいたします。保育施設等長寿命化計画策定事業です。事業の目的は、土浦市公共施設等総合管理計画に基づき、保育施設等の長寿命化計画を策定し、中長期的な維持管理に掛かるトータルコスト縮減及び予算の平準化を図るものでございます。事業の概要の今年度事業内容でございますが、公立保育所、子育て支援施設等につきまして、長寿命化及び改修等の長期計画を策定いたします。右側の図の土浦市総合計画の中で、公共施設等総合管理計画は公共施設等の総合的な管理方針を定めませんが、保育施設等の長寿命化計画につきましては、その下での公共施設個別施設計画に当たります。事業費は、計画策定委託料で1,355万2,000円です。対象施設は、公立保育所、児童館など9施設を予定しております。今後の予定につきましては、計画に基づいて適切な施設の整備や維持管理を行います。期待される効果、成果目標につきましては、本計画に基づき適正な維持管理を行うことで、保育、子育て支援の環境充実に寄与するものでございます。つづきまして、32ページをお願いいたします。結婚新生活支援事業です。事業の目的は、結婚を契機に転入又は市内で転居をする新婚世帯を対象に、新生活のスタートに掛かる費用を助成するもので、若者の結婚に係る経済的支援を行い、婚姻数の増加を図るものでございます。事業の概要のこれまでの経緯につきましては、平成29年10月に事業を開始して、そのあとは国の補助要件に沿って、対象年齢や補助の上限額を変更しております。右側の表では、令和2年度に補助上限額がそれまでの24万円から30万円に。令和3年度に、補助要件は年齢が34歳以下から39歳以下へ。世帯所得では、340万円未満から400万円未満へと変更しております。このため、実績も増加しております。今年度の事業内容でございますが、補助要件としては対象経費が引越費用及び賃貸初期費用、敷金や礼金、中間手数料でございます。(2)の申請要件は、①令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻し、土浦市に住民票があること。②婚姻届提出時で夫婦いずれも満39歳以下であり、夫婦の所得が400万円未満であることでございます。今後の予定につきましては、事業を広く周知して若者夫婦の本市への転入を促進するとともに、新生活の充実を図ります。期待される効果、成果目標等につきましては、結婚に伴う経済的負担が軽減され、結婚する若者が増えることにつながり、居住地を検討している新婚世帯の土浦市への転入を促進するものでございます。つづきまして、33ページをお願いいたします。マタニティタクシー利用料金助成事業です。事業の目的は、妊産婦が妊産婦検診時などでタクシーを使用する際の料金を補助して、妊娠に伴う経済的負担を軽減するものでございます。事業の概要のこれまでの経緯、今年度の事業内容ですが、令和2年10月からこの事業を実施しておりますが、より利用者の利便性が向上するように、令和4年度分から要件の見直しを行います。右の票でございしますが、見直す部分をアンダーラインで引いておりますけれども、助成方法につきまして、妊婦一人について740円相当、初乗り料金相当のタクシー券14枚交付。これがこれまででしたけれども、今度は500円のタクシー券20枚を交付することとします。そして、利用枚数につきましては、これまでは1回の乗車につき1枚の利用をしていたところを、4年度からは複数枚使用できるようにします。また、この新しいやり方につきまして、令和4

年4月からでございますけれども、既に令和3年度中に交付をして券の残りがある方につきましては、残額相当分で券を交換する予定でございます。今後の予定につきましては、母子健康手帳交付の際に事業を案内して、市内タクシー会社の協力を得ながら、妊産婦の経済的支援を行ってまいります。期待される効果、成果目標につきましては、タクシー券の利便性が向上することで、妊産婦の利用率が増加して、満足度が増加することでございます。つづきまして、34ページをお願いします。認定こども園土浦幼稚園整備事業です。事業の目的ですが、多様化する幼児教育と保育ニーズに対応して、待機児童ゼロを維持していくため、令和3年度末に廃園となる土浦幼稚園の園舎を改修して、東崎保育所の保育機能を移転、集約し、市立認定こども園土浦幼稚園、幼保連携型を整備します。事業の概要のこれまでの経緯につきましては、令和3年度に耐震診断及び改修基本実施設計を行いました。また、こども政策課職員に加えて、保育士や幼稚園教諭などによって構成される内部の検討会を立ち上げまして、ソフト面整備も着手しております。今年度事業内容につきましては、令和4年度に施設の改修工事に着手をします。事業費は、需用費が光熱水費、電気や上下水道の基本料金のみ。役務費では、建築確認手数料や工事前に備品を一時的に新治幼稚園に移設する備品移設費などがございます。委託料の工事管理委託と工事請負費につきましては、令和4年から5年にかけての継続費を設定して行うもので、総額4億3,716万7,000円のうち、令和4年度は約14パーセントの計上でございます。今後の予定につきましては、令和5年10月の開園を予定しております。期待される効果、成果目標等につきましては、認定こども園の整備により教育、保育環境を充実させ、多様化するニーズに対応し、子供の健全育成に寄与するものです。さらに、補足としまして、この予算の概要には掲載できなかった内容を説明させていただきます。委員会の資料の中で、資料③-1の認定こども園土浦幼稚園の整備についてをお願いします。資料③-1認定こども園土浦幼稚園の整備についてを説明させていただきます。1ページ目の内容ですけれども、2番の整備内容等につきまして、(1)の場所につきましては現在の土浦幼稚園の所在地です。(2)規模は、敷地面積が2,443平米、延床面積が1,125平米で2階建てでございます。(3)の定員につきましては、110名です。幼稚園部分が40名、保育が70名でございます。以前は、100名程度として定員を検討していましたがけれども、東崎保育所駅前分園を併合して、また、現在の建物を改修して使用する上で可能な人数を検討した結果、この人数としたもので、令和3年度第1回子ども子育て会議にも諮りまして、承認をいただいております。3番の開園予定日は令和5年10月1日でございます。4番の今後のスケジュールにつきましては、令和4年5月に建築確認等の申請を行います。また、文部科学省の補助につきまして、県に申請をいたします。6月には園で活用する物品等を新治幼稚園で一時保管するための移設や不要な備品の廃棄、こういったことを8月まで掛けて工事前に行います。7月には工事の入札を行って仮契約をして、9月には9月議会に契約の係る議案を提出して、議決後に本契約、工事管理委託の契約を行います。10月には、工事の着工をいたします。令和5年3月には、3月議会へ設置管理条例の議案を提出いたします。5月には、東崎保育所の保護者説明会2回目を実施する予定です。

8月には工事が完了して、9月にかけて開園に向けての準備を行います。10月には開園という流れでございます。戻っていただきまして、資料③-2をお願いいたします。図面でございます。認定こども園土浦幼稚園パース図というものでございます。完成予想図でございます。予算の概要には、縮小版で掲載していましたが、これが拡大版でございます。建物は全面的にリニューアルして、専用の駐車場を設置しまして、手前の所で6台、そして階段の後ろ側にも数台止めるスペースを整備いたします。右側の階段は、非常用の階段です。左側には、避難用のすべり台を設置いたします。入口は、中央やや左側からで、2階に昇るのは中の階段を使用します。また、建物右側の奥の方には調理室を配置しまして、また、エレベーターを設置して給食や荷物の運搬、人も乗れるようにします。説明は以上でございます。

○野中保育課長 資料は戻っていただきまして、全員協議会、令和4年、2月18日、令和4年度予算概要の35ページをお願いいたします。私立保育園整備事業となります。事業の目的は、公立保育所民間活力導入事業により、令和3年4月に民間委託した保育施設に必要な施設整備を行うことで、保育所を利用する園児等の安全と安心できる保育環境を確保し、本市における子育て支援の推進を図るものでございます。事業概要の今年度事業内容ですが、私立保育園等の運営をする事業者に対し、老朽化した特定教育保育施設についての施設整備費の一部を補助するものでございます。対象施設は、新生めぐみ保育園。事業内容は、保育園の新設工事となります。補助金額は、1億9,249万2,000円。財源の内訳で、国庫補助の方は1億2,832万8,000円。市補助金の方は、その2分の1の6,416万4,000円となります。国庫補助の名称は、保育所等整備交付金となります。今後の予定につきましては、既存の保育施設の整備により、受け入れ児童の拡充をすることで、待機児童対策に努めるものでございます。期待される効果、成果目標等につきましては、施設改修による保育環境の充実を図ることで、児童の受け入れ拡充と多様な保育ニーズへの対応が可能となり、子どもの健全育成と待機児童の解消が期待できるものでございます。説明は、以上でございます。

○中川子ども包括支援課長 41ページをお願いします。多胎児妊婦健康診査支援事業です。多胎児を妊娠した方は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査が推奨されていることから、妊婦健康診査費用の追加助成をすることで経済的負担の軽減を図るものです。通常の妊婦健康診査受診券14回分に加えて、5回分を助成いたします。1回5,000円上限に5回分の健診費用を助成です。費用は、扶助費で、多胎妊婦健康診査費助成金の25万円。こちらは、国の母子保健衛生費国庫補助金の2分の1を該当させております。期待される効果としましては、多胎児を妊娠した方の経済的負担の軽減を図ることと保健師による健康状態の把握や発育相談の機会が作られ、出産後も切れ目ない継続した支援につながります。つづきまして、次のページをお願いします。不妊症治療費助成事業です。2回以上流産、死産を繰り返す不育症に悩む夫婦に対し、検査や治療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図るものでございます。夫婦1組に対し、不育症の検査、治療について、年度内5万円を上限に、初回申請年度から3年度を限度として助成します。期待される効果としまして、不育症に悩む夫婦の経済的負担の

軽減と早期に受診し適切な治療につなげることができるもともと考えております。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** 34ページの認定こども園についてですけれども、10月に開園ということで、期の中というか、途中での開園になりますよね。だいたい初年度は、予想になってしまうかもしれませんが、どのくらいの感じで園児さんなりをお考えになっているのか。お聞かせください。

○**菊田こども政策課長** 途中からの開園ということで、令和5年度につきましては、保育部分につきまして東崎保育所から10月に認定こども園の方に移行します。幼稚園部分は、令和5年度に募集をかけないで、令和6年4月入園分から募集します。令和5年度は、保育部分のみでの運営ということで、保育の方で約60程度と思われれます。

○**塚原委員** ありがとうございます。

○**下村委員長** 私から1つだけ。今の認定こども園、何か特色のある建物の、いろいろなことで何か考えておられますか。よそにはありませんよという、子供の情操教育とか、いろいろな意味で特色があるのですよ、建物の作り方で。ありきたりなのかどうか、教えてほしいなと思います。

○**加藤こども未来部長** 特色のある建物を作るのかということで、委員長は御存じだと思うのですが、改修なものですから、基本のベースは土浦幼稚園の建物をそのまま使うということになります。一番の特色というか、建物整備の特色としては、エレベーターをつけると。バリアフリー化にして、どんな方でも利用できるようにするということと、古い土浦幼稚園、伝統のある土浦幼稚園が再編されるということなので、土浦幼稚園の歴史が分かるようなオブジェというわけではないのですが、そういうものの中に整備した方がいいかなということは、内々で検討しているところでございます。あと、今まで幼稚園の場所だったので、園庭遊具は3歳以上のお子さん対象の園庭遊具になっています。工事の関係で、園庭遊具は一度取り外し、もう1回付け直すようなかたちもあるのですが、その中でゼロ歳から3歳未満のお子様も使えるような遊具をそろえなくてはならないし、中のおもちゃにつきましても、やはりゼロ歳から3歳未満のお子様の用具をそろえるということは検討しております。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。例えば、雨が降った時には、園庭では活動できないというか遊べない。そういった時に、園舎の中で楽しませることができたり、保育の先生方もそこで保育しやすいとか、そういったことも考えていかなければいけないのかなと。エレベーターがあるということで、危険な面もあるわけですね。どうしても、そのところに行ってしまって。そういった時には遮断することは可能ですが、そういったことも考えたりしていかなければいけないのかなと。動線だとか、雨が降った時とか、保護者が来た時にやっぱり一緒に活動できる場を作ってあげたりとか、いろんなことを考えて作ってほしいなと思います。そうしないと、これからは地方が主になってくる時代だろうと。そういった時に、土浦認定こども園良かったねって言われるような、また入りたいなとか、そういったものを作ってほしいなという思いがありまして、

お尋ねしました。いろいろとよろしく願いいたします。

○福田委員 イメージ図では園庭がグリーンなのですが、これは芝生ですか。

○菊田こども政策課長 土浦幼稚園は現在も芝生がございまして、改修の際に重機を、場所がちょっと狭いものですから園庭の方に重機が入るようになりますので、芝が一旦駄目になってしまいますけれども、また芝を植え替えて。で、元通りの芝の園庭にするということでございます。

○福田委員 天然芝ですか。

○菊田こども政策課長 天然芝です。

○福田委員 夏なんかはかなり手入れが大変なんていることがあると思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○菊田こども政策課長 えー。

○福田委員 いいです、いいです。

○下村委員長 よろしいですか。

○目黒委員 二つお聞きします。前に説明があったかもしれないですけども、マタニティタクシーのタクシーチケットは、土浦市外でも利用できるのかということと。あと、新生めぐみ保育園の改修、新設工事はどの程度の規模の工事になるのかを、分かる範囲で教えてください。

○菊田こども政策課長 マタニティタクシーにつきましては、市外の医療機関に行くという場合、その場合でも使えます。1度に複数枚使えるということでございます。

○野中保育課長 新生めぐみ保育園の規模なのですが、やはり既存の新生保育園を生かすようなかたちで、定員の方なのですけども、今回保育の2号と3号の方で90名程度を見込んでおりますので、規模としては若干大きくなるようなかたちでございます。

○目黒委員 予算の額を見ても、建替えくらいの工事なのかなと思ったのですけれども、そのような感じですかね。

○野中保育課長 実際予算の方なのですが、国の方が2分の1で、市の方が4分の1、事業者が4分の1の負担にはなっておりますが、やはり全部を改修とかその辺は金額とかやはり難しいと思うので、建替え程度だと思っていただければ。以上です。

○下村委員長 私から、中川こども包括支援課長にお伺いしたいのですけれども。不育症治療費助成事業という、これは国の補助金って一切ないのですか。

○中川こども包括支援課長 今御質問があったとおり、今のところ不育症に関しましては、一部が保険が適用になっているのですけれども、ほぼほぼ保険外のものになっておりまして。こちらは、国としてはなるべく治療を保険の適用の方に、段階的にしていく予定ではあると思うのですが、その間の分を単費で補助するようなかたちになりまして、国の補助はないというかたちになります。

○下村委員長 ありがとうございます。大変だな。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 公立保育所処遇改善臨時特例事業、私立保育園等処遇改善臨時特例事業、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の補正予算案について、執行部より御説明願

います。説明資料は、文教厚生委員会、令和4年、2月21日開催、こども未来部をお願いします。

○野中保育課長 資料②をお願いいたします。公立保育所処遇改善臨時特例事業、私立保育園等処遇改善臨時特例事業、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の補正予算案について、説明させていただきます。1の補正の理由につきましては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、保育所職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提としまして、収入を3パーセント程度上げるための措置を、令和4年2月から実施するため保育士等処遇改善臨時特例交付金を、国が令和3年度補正予算に計上したため、支給に要する増額補正を行うものでございます。2番の事業概要につきましては、(1)対象施設。こちらは、保育所や幼稚園、小規模保育事業所等、それと放課後児童クラブになります。(2)の対象者ですが、公立保育所の正職員を除く職員となります。(3)事業内容につきましては、①公立保育所処遇改善臨時特例事業としまして293万7,000円。こちらは、公立保育所5所において令和4年2月から9月まで間、会計年度任用職員に対して3パーセント程度の賃金改善を行い、職員53名分の賃金を支給するものです。②の私立保育園等処遇改善臨時特例事業は、6,658万5,000円になります。こちらは、民間保育所17施設、認定こども園11施設、地域型保育事業所8施設の合計36施設で、賃金改善を行うために必要な費用を補助するものでございます。③放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業。こちらは、625万3,000円になります。放課後児童クラブにおいて、直営7校、会計年度職員82名及び民間委託先の9校において、賃金改善を行うために必要な費用を補助するものです。(4)の補助率なのですが、こちらは国の10分の10になります。つづきまして、次ページをお願いいたします。3補正予算額につきましては、まず、歳入ですが、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金としまして、7,577万5,000円を計上いたします。つづきまして、歳出ですが、公立保育所分として293万7,000円を、私立保育園等分として6,658万5,000円を、放課後児童支援員等分として625万3,000円の合計7,577万5,000円を計上いたします。説明は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 いいですか、課長。これは、新聞等に載っていましたが、国から10分の10出すという話で、受け取ったところが配付していなかったというのが出たと思うのですが、この支給の仕方というのはどのようになるのですか。

○野中保育課長 こちらなのですが、まず最初に事業所等につきまして、賃金改善の計画書の方を出していただきます。支給の前に、実績報告書を出していただきまして、そちらの方で事業の収支決算書及び賃金台帳、支払確認書の方も合わせて出していただきまして、担当の保育課の方でそれをチェックしまして、必ず各保育士の方にその賃金が支払われているかどうか、それはうちの方で確認をさせていただきたいと思っております。

○下村委員長 個人個人に振り込むのではなく、一括で事業所というか園に、対象の園

には1回ずつ振り込んでいくわけですね、一括で。その辺の確認を正確に行ってほしいなというふうに思います。新聞に出ていたと思いましたが、報道されたと思うのですよ。毎回、そういう話が少しずつ出るのだと思いますけれども、よろしくお願いします。きちっとした確認をしていただきたい。

○野中保育課長 確認の方は、うちの方で、民間保育所等運営補助金の方で、独自として1万5,000円を出しているところがありまして、それと同じようにこちらの確認の方は、しっかりとやっていきたいと思えます。以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。その他に移ります。土浦市特定不妊治療費助成事業の廃止について執行部より御説明願います。

○中川子ども包括支援課長 資料④になります。土浦市特定不妊治療費助成事業廃止について、御説明いたします。特定不妊治療につきましては、保険適用外であることから、経済的負担軽減を図るため、治療費の一部助成を実施しておりました。令和4年4月より、特定不妊治療が保険適用になるため、現在の治療費助成事業につきましては廃止いたします。現行の助成内容は、特定不妊治療と男性不妊治療について、1人当たり5万円を上限に助成しております。4月からの保険適用内容として、特定不妊、男性不妊治療に加えて、一般不妊治療などが適用となるため、治療費の7割が保険負担となります。本人の負担は3割となります。これに伴いまして、治療費助成事業は、令和3年3月31日をもって廃止いたします。なお、新制度への移行にあたりまして、令和3年度中に治療を開始し、令和4年度にかけて行う治療費につきましては、保険が適用とならないことから、1回分の治療費助成を行いたいと思えます。また、代替え制度としまして、予算の概要で説明致しました、不育症治療費助成事業を新たに開始したいと考えております。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

(「ございません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で、文教厚生委員会を閉会します。